

第3期

北川村子ども・子育て

支援事業計画

【案】

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

北川村

目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと性格	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
第2章 北川村の子ども・子育て環境の現状	4
1. 北川村の現状	4
2. アンケート調査からみた子育て支援ニーズ	12
3. 子ども・子育て支援における主要課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 計画推進のための基本的な視点と基本目標	26
第4章 事業計画	28
1. 事業を計画するにあたっての基本的な枠組み	28
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	31
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
4. 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策	45
5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	46
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	47
第5章 関連施策の展開	48
1. 母子の健康の確保及び妊娠・出産支援の強化	48
2. 働きながら子育てしやすい環境の充実	49
3. 地域で支える子育て支援の充実	50
4. 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援	51
5. 子育て世代の負担の軽減	52
6. 教育環境の充実	53
第6章 計画の推進	54
1. 計画の推進体制	54
2. 計画の進行管理	54

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための子ども・子育て関連3法¹が平成24年に成立し、平成27年4月からこれら3法に基づく新たな「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、様々な子育て支援サービス等を総合的に推進していくことを目指しています。

本村ではこうした動向を踏まえ、平成27年3月に「北川村子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度。以下「第1期計画」という。）を、令和2年3月に「第2期北川村子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度。以下「第2期計画」という。）を策定し、新たな「子ども・子育て支援制度」への対応を主としつつ、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

このたび、第2期計画がその計画期間を終了することを受け、改めて住民の子育て支援ニーズを把握して本村の子ども・子育て支援の基本的な方向性を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第3期北川村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

¹ 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

2. 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、市町村行動計画としても位置づけ、これまで本村が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

本計画は、子ども・子育て支援制度に基づく、需給調整を主眼とした事業計画という性格を持っており、その策定にあたっては、国の動向や村の現状を踏まえるとともに、これまでの村の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「子育て教育ビジョン」などとの整合性も図りながら策定しています。

■ 子ども・子育て支援法（抜粋） ■

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

■ 計画の期間 ■

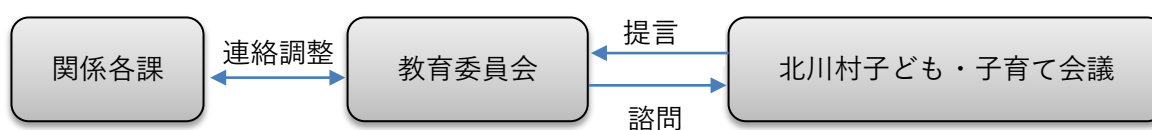
令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期北川村子ども・子育て支援事業計画					必要に応じて見直し				
				見直し	第3期北川村子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

(1) 北川村子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は条例で定めるところにより「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等の事務进行处理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされています。

本計画の策定経過においても、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者、学識経験者等から構成された「北川村子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について審議の上、策定しました。



(2) 住民意向の把握

本計画の策定にあたり、確保を図るべき教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、子育ての状況と意識、行政施策へのニーズなどを把握することを目的に、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象とした「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

第2章 北川村の子ども・子育て環境の現状

1. 北川村の現状

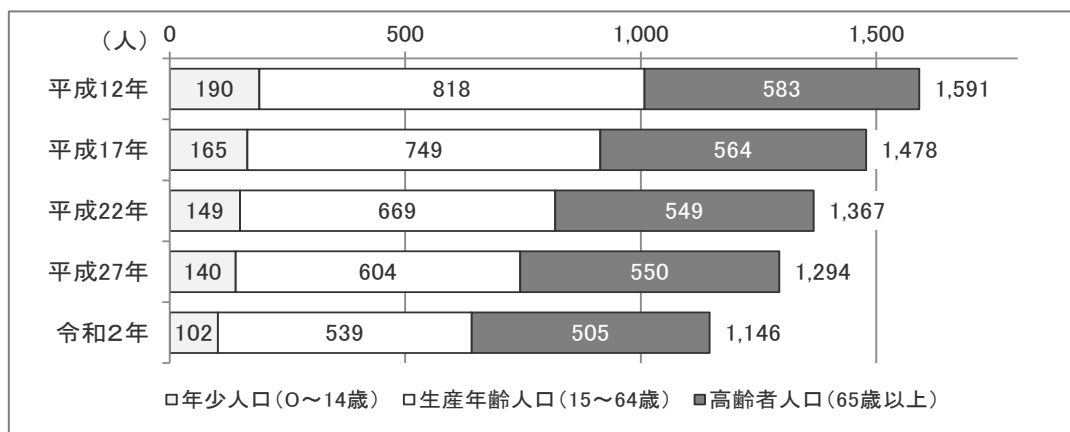
(1) 人口の動向

① 年齢3区分別人口

国勢調査によると、平成12年に1,591人であった総人口は一貫して減少を続けており、令和2年は1,146人となっています。特に「年少人口」は平成12年からの20年間で約90人減少し、令和2年は102人となっています。

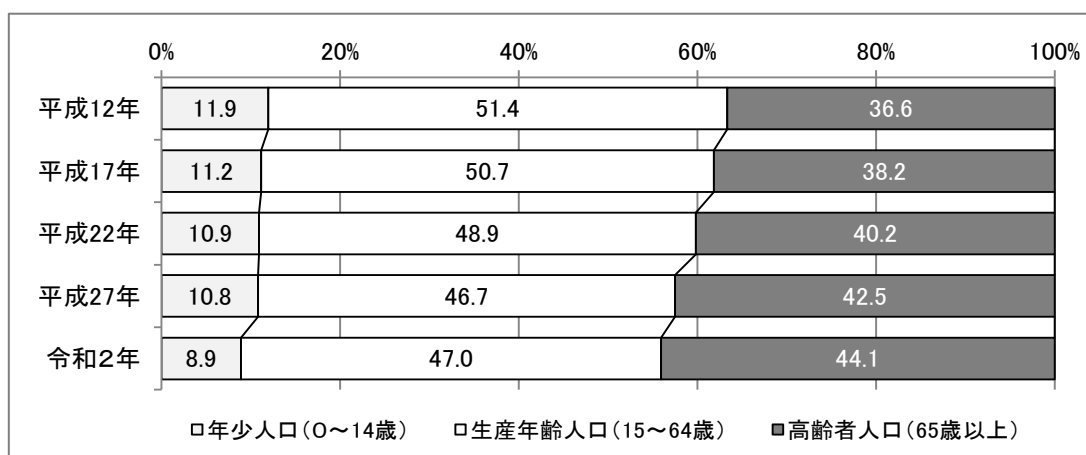
年齢3区分別人口割合の推移をみると、「高齢者人口」は増加しているのに対し、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少傾向で推移しており、人口減少と少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

■ 年齢3区分別人口の推移 ■



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 年齢3区分別人口割合の推移 ■



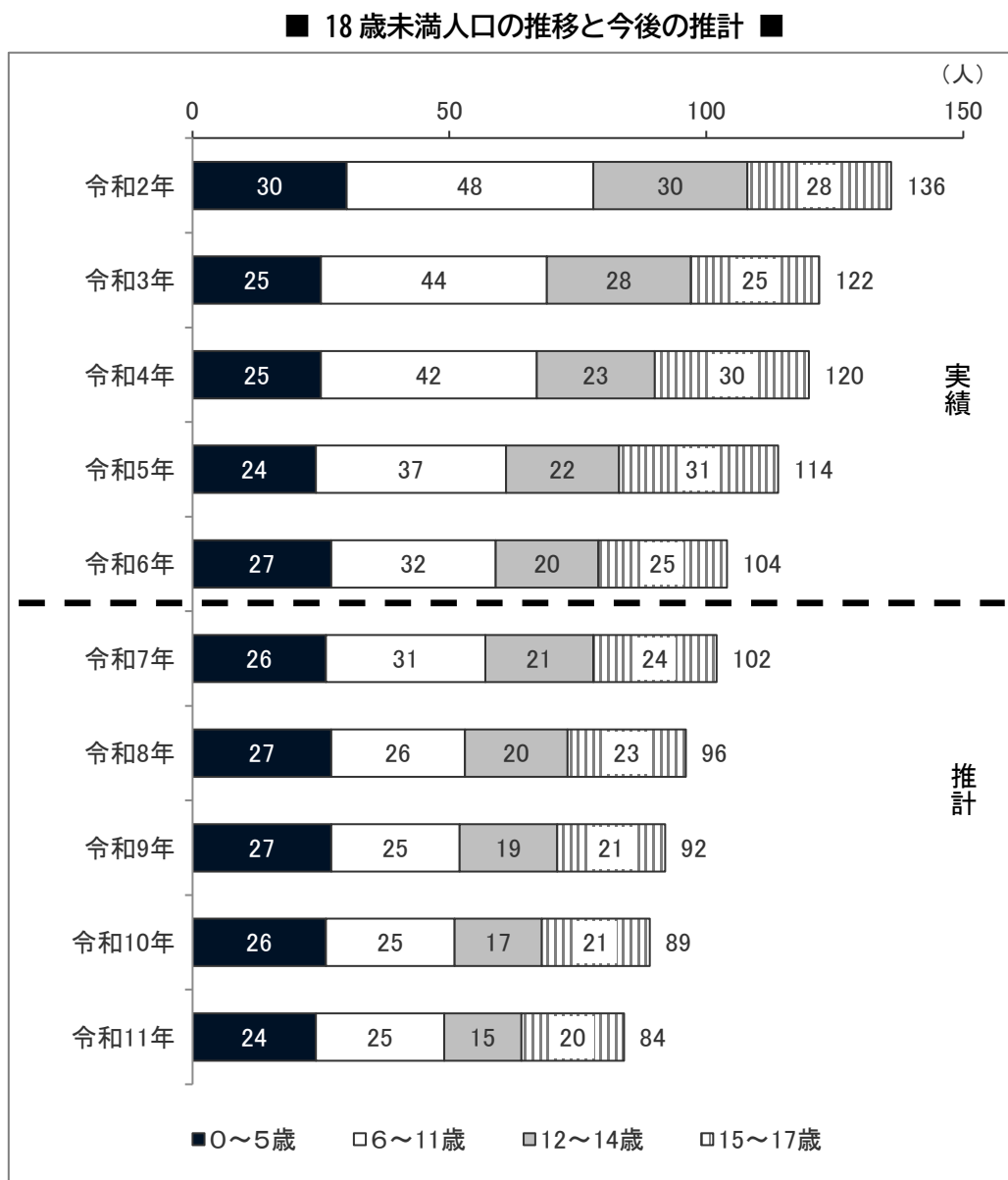
(注) 小数点第二位で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

資料：国勢調査（各年10月1日）

② 18歳未満人口

住民基本台帳から近年の18歳未満人口の推移をみると、令和6年は104人で令和2年と比較して32人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和8年以降は100人を下回って推移していくことが予想されます。



資料：令和2年～令和6年：住民基本台帳人口（各年4月1日）

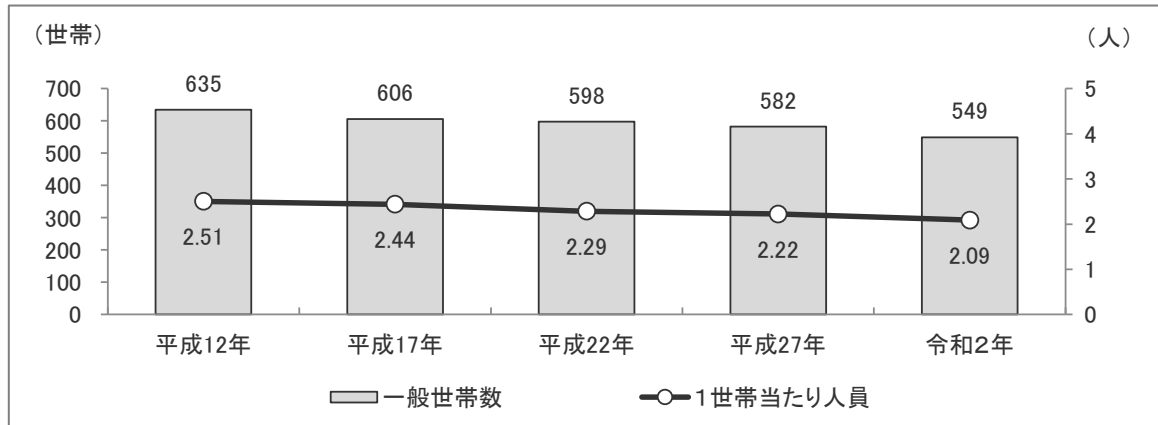
令和7年～令和11年：住民基本台帳（過去5年分）を基にコーホート変化率法を用いて推計

(2) 世帯の状況

① 一般世帯数と一世帯当たり人員の推移

国勢調査によると、一般世帯²数は減少傾向で推移しており、令和2年は549世帯となっています。また、1世帯当たり人員も減少しており、令和2年は2.09人となっています。

■ 一般世帯数と一世帯当たり人員の推移 ■



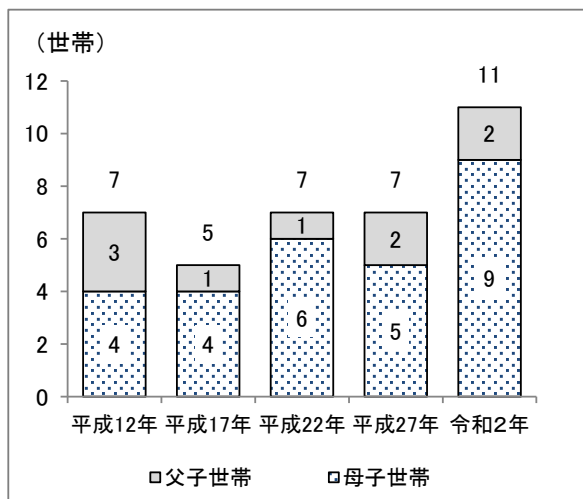
資料：国勢調査（各年10月1日）

② ひとり親世帯数、三世帯世帯数の推移

ひとり親世帯数は10世帯未満で推移してきましたが、令和2年は11世帯に増加しており、母子世帯数の増加が顕著にみられます。

三世帯世帯数は、平成17年の61世帯をピークに減少に転じ、令和2年には17世帯と、村内の一般世帯数の3.1%にまで減少しています。

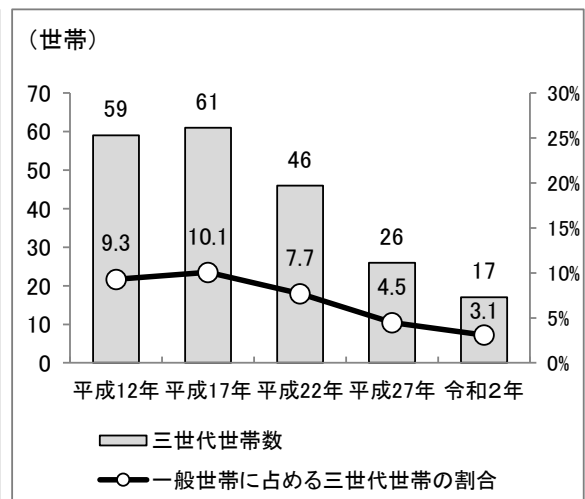
■ ひとり親世帯数の推移 ■



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 三世帯世帯数の推移 ■



資料：国勢調査（各年10月1日）

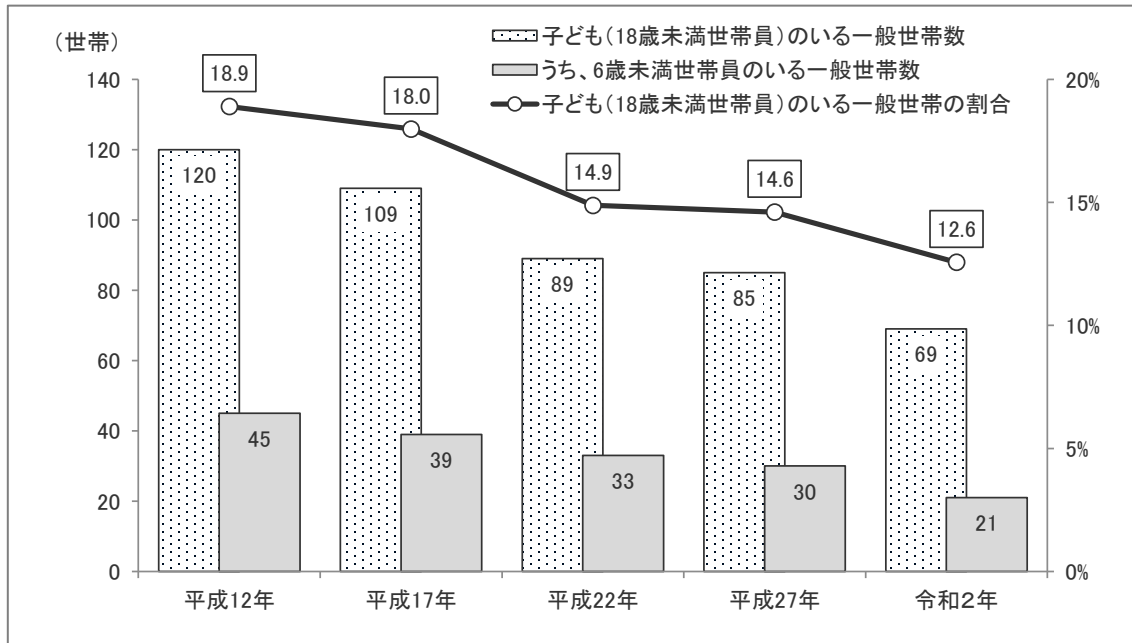
² 一般世帯：世帯総数のうち、施設等の世帯を除いた世帯

③ 子どものいる世帯の状況

子ども（18歳未満世帯員）のいる一般世帯数は一貫して減少しており、一般世帯に占める割合も同様に減少しています。

また、令和2年における世帯の家族類型をみると、核家族世帯数は302世帯と、村内の一般世帯の5割以上を核家族世帯が占め、このうち6歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯の割合が約9割となっているなど、特にこの傾向が強くみられます。

■ 子どものいる一般世帯数及び一般世帯に占める割合の推移 ■



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

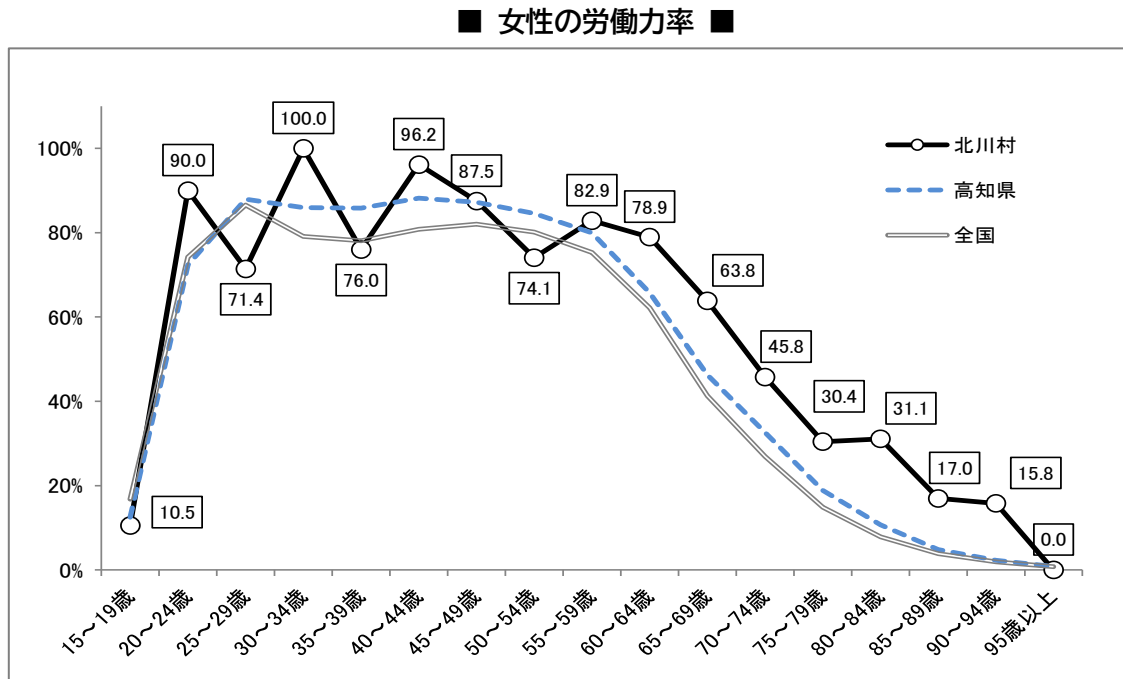
■ 世帯の家族類型（令和2年） ■

	単位	一般世帯数	割合	
			18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6歳未満世帯員のいる一般世帯数
総数 (一般世帯に占める割合)	世帯 (%)	549	69 (12.6)	21 (3.8)
親族のみの世帯	世帯	343	69	21
核家族世帯	世帯	302	60	19
核家族以外の世帯	世帯	41	9	2
非親族を含む世帯	世帯	1	—	—
単独世帯	世帯	205	—	—
家族類型不詳	世帯	—	—	—
核家族世帯の割合	%	55.0	87.0	90.5

資料：国勢調査（令和2年 10 月 1 日）

(3) 女性の労働力率

令和2年の女性の労働力率³をみると、全般的に全国及び高知県の平均より高い水準となっています。結婚・出産・子育て期に減少し、その後子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況とはなっていないものの、「25～29歳」と「35～39歳」の区分では全国及び高知県の平均を下回っており、結婚や出産を機に家事等に専念する女性が一定数いる状況がうかがえます。

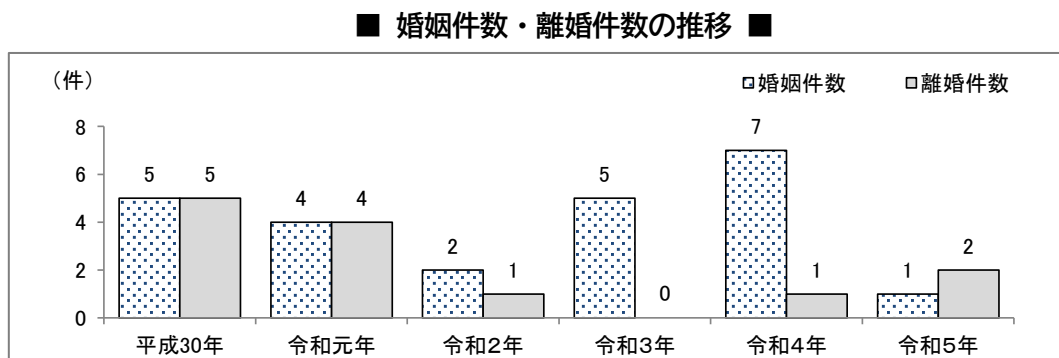


(注) 労働力人口「不詳」を除いて算出。グラフ中のデータは北川村のみ掲載

資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(4) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数は、年によりばらつきがありますが、いずれの年も10件未満で推移しています。



資料：人口動態統計

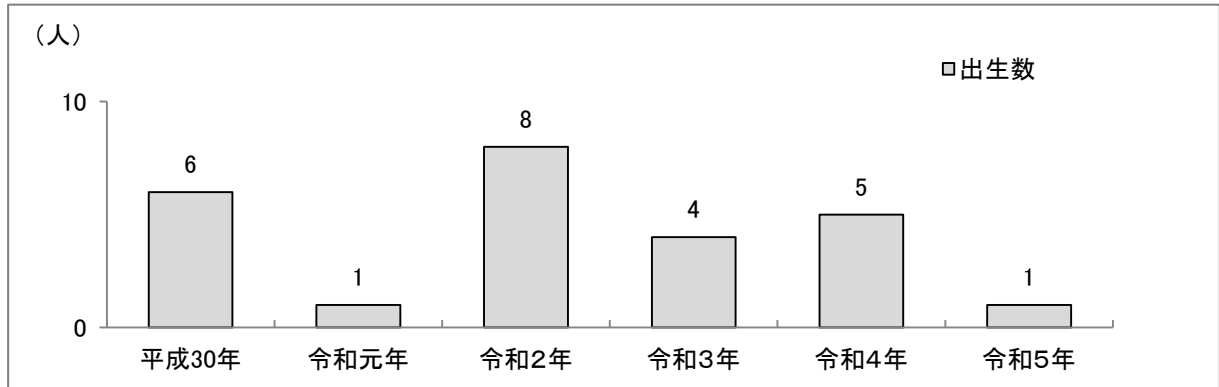
³ 労働力率：15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合

(5) 出生の状況

ここ数年の1年間に生まれた子どもの数（出生数）は、10人未満となっています。

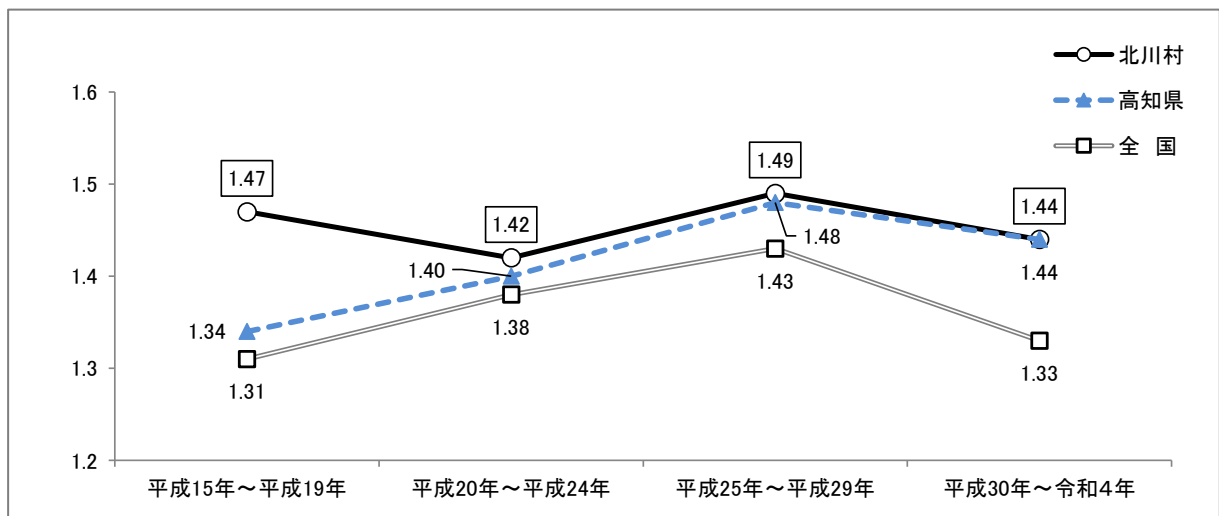
また、女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は1.44となっており、近年は高知県の平均と同水準で推移しています。

■ 出生数の推移 ■



資料：人口動態統計

■ 合計特殊出生率の推移 ■



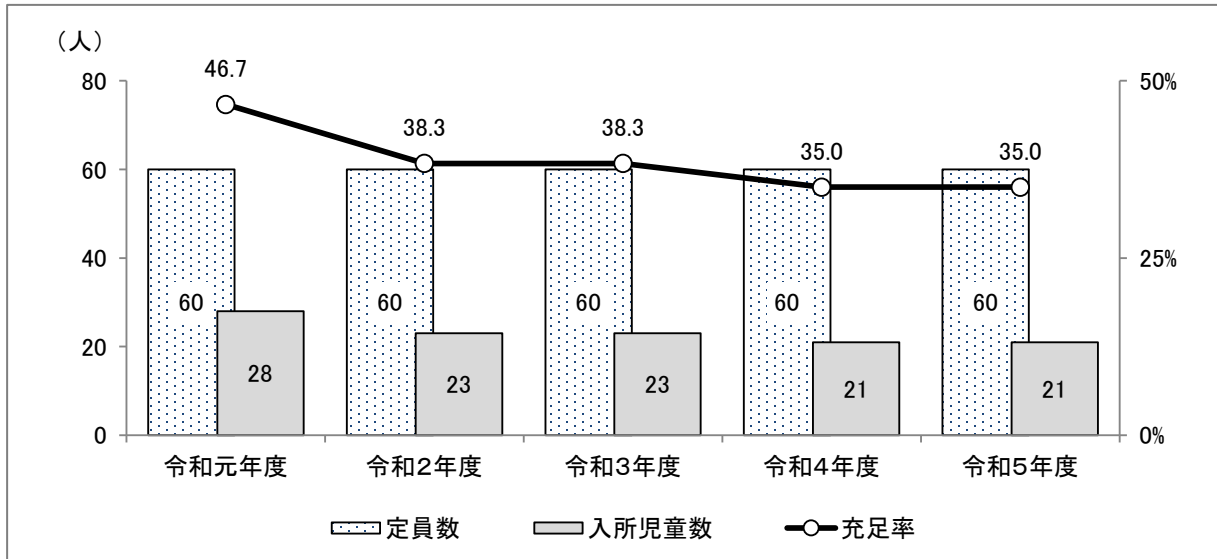
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 教育・保育の環境

① 保育所

本村には公立の認可保育所（みどり保育所）が1施設開設されており、利用者数は20人台で推移しています。令和5年度における定員に占める利用者の割合（充足率）は35.0%で、待機児童数は0人となっています。

■ 保育所利用者数、充足率の推移 ■

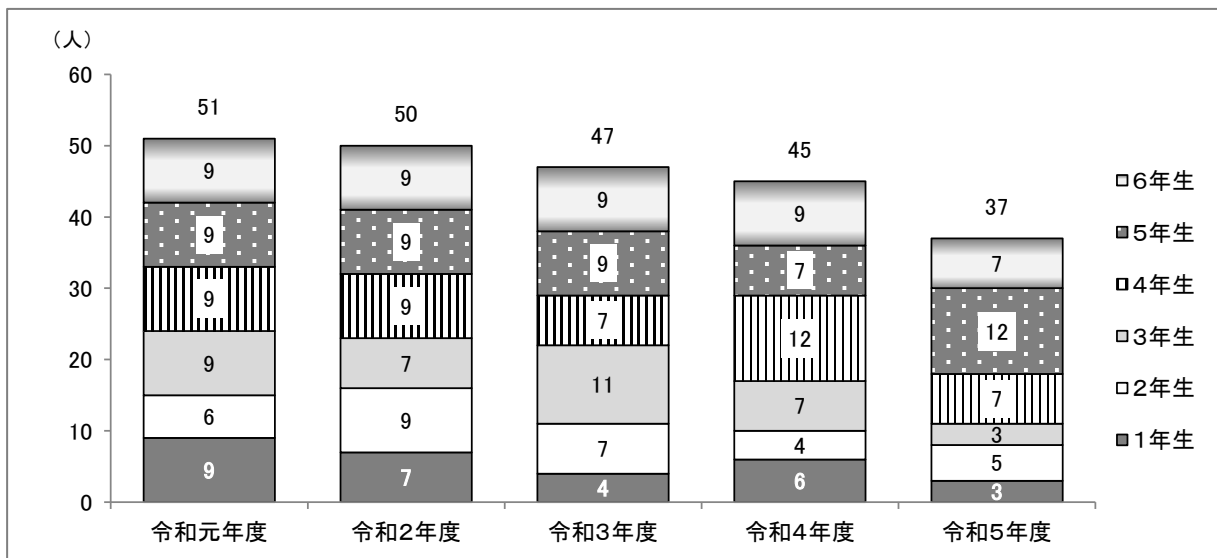


資料：北川村（各年度4月1日）

② 小学校、中学校

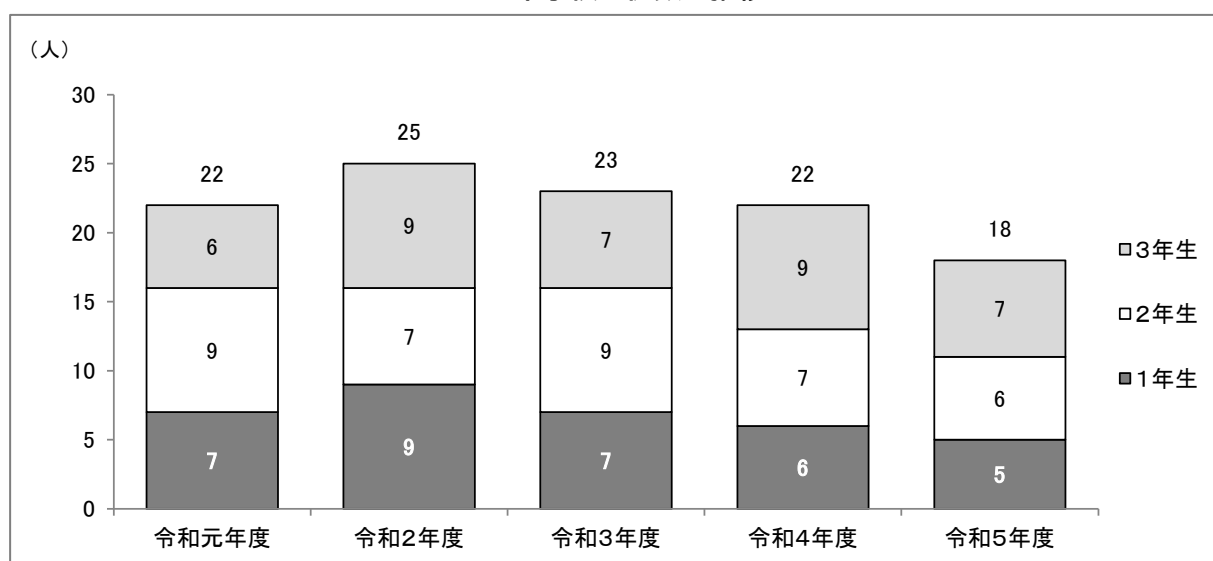
村内には小学校1校、中学校1校があります。小学校児童数、中学校生徒数とも減少傾向で推移しており、令和5年度の小学校児童数は37人、中学校生徒数は18人となっています。

■ 小学校児童数の推移 ■



資料：北川村教育委員会（各年度5月1日）

■ 中学校生徒数の推移 ■



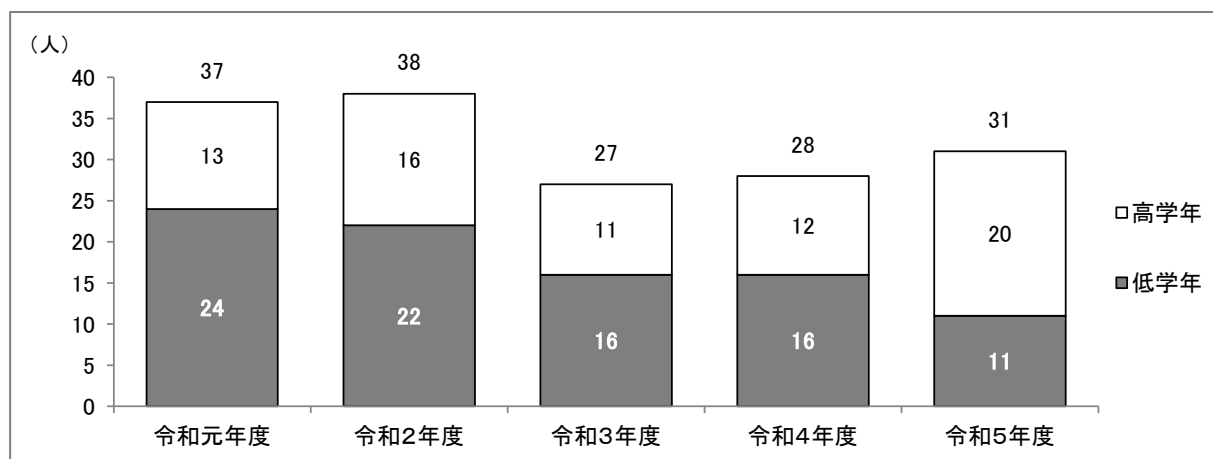
資料：北川村教育委員会（各年度5月1日）

③ 放課後子ども教室

本村では、小学校がある日は毎日と長期休暇期間中に、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や地域住民との交流の機会を提供しています。

登録者数は30人前後で推移しています。

■ 放課後子ども教室の登録者数の推移 ■



資料：北川村教育委員会（各年度5月1日）

2. アンケート調査からみた子育て支援ニーズ

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

この調査は、確保を図るべき教育・保育事業、子育て支援サービスの「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本村における子育て環境の変化や住民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に実施したものです。

② 調査の方法、回収状況等

○対象地域：北川村全域

○対象者：

① 北川村に居住する就学前児童（0歳～5歳）の保護者（以下「就学前児童」と表記）

② 北川村に居住する小学生（1年生～6年生）の保護者（以下「小学生」と表記）

○抽出方法：住民基本台帳に登録された調査対象世帯全数※

※ 複数の児童がいる世帯に対しても児童数分配付

○調査時期：令和6年7月

○調査方法

① 就学前児童：保育所等を通じた配付・回収及び郵送による配付・回収

② 小学生：小学校を通じた配付・回収

■ 配付・回収結果 ■

調査種別	配付数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	27 票	19 票	70.3%
②小学生	34 票	30 票	88.2%

③ 主な集計結果をみるにあたっての注意点

○比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第二位を四捨五入して算出しています。

したがって、合計が100%を上下する場合があります。

○基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

○複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

○報告書本文やグラフ中での「前回調査」とは、令和元年6月に実施した、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を指しています。

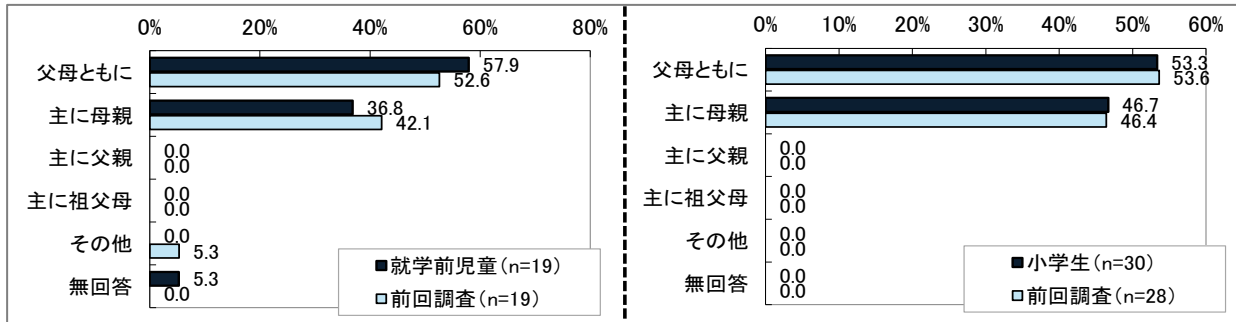
○本文や図表中では、スペースの都合で設問や選択肢名などを一部変更・省略している場合があります。

(2) 主な集計結果

① 子どもや家族の状況

○主に子育てをしている人は、就学前児童、小学生とも「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっており、「主に父親」という回答は、就学前児童、小学生ともに0%となっています。

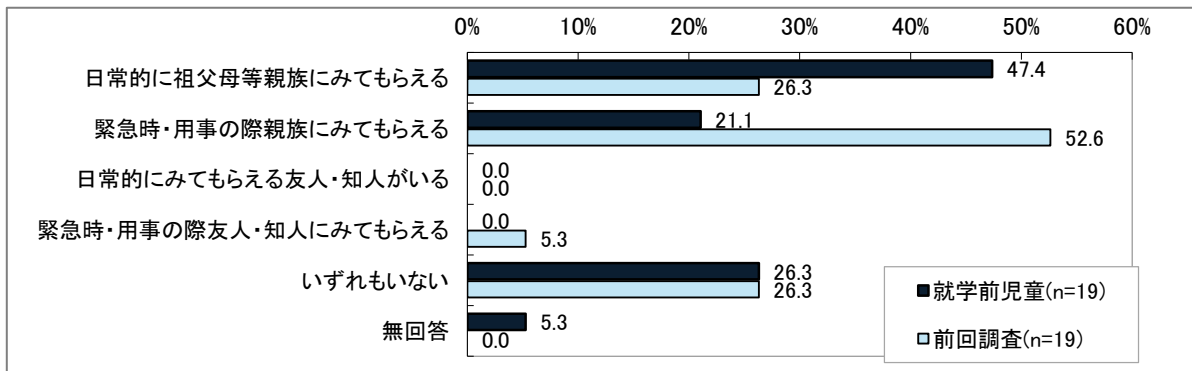
■（就学前児童・小学生）主に子育てをしている人



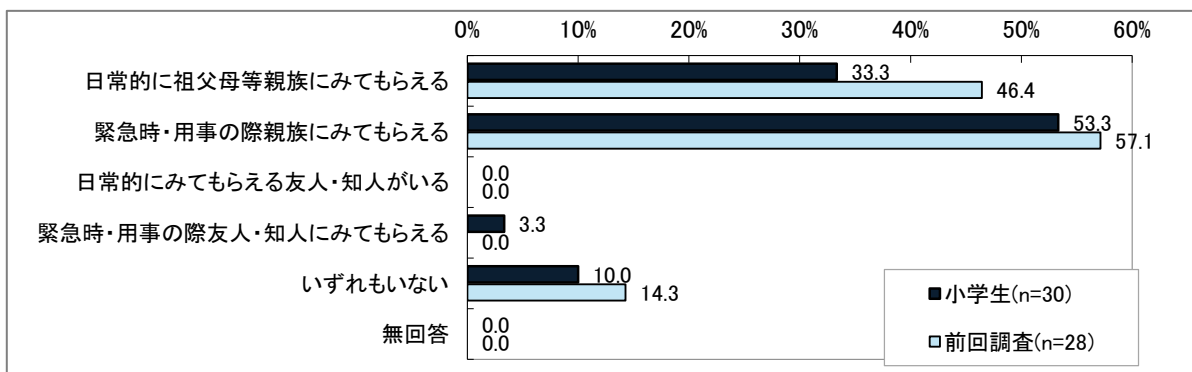
○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童では「日常的に祖父母等親族にみてもらえる」が前回調査から増加して最も多くなっています。小学生では前回調査と同様、「緊急時・用事の際親族にみてもらえる」が最も多くなっています。

○「いずれもない」と回答する割合については前回調査から大きく変動しておらず、就学前児童で26.3%、小学生で10.0%となっています。

■（就学前児童）日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答】



■（小学生）日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答】

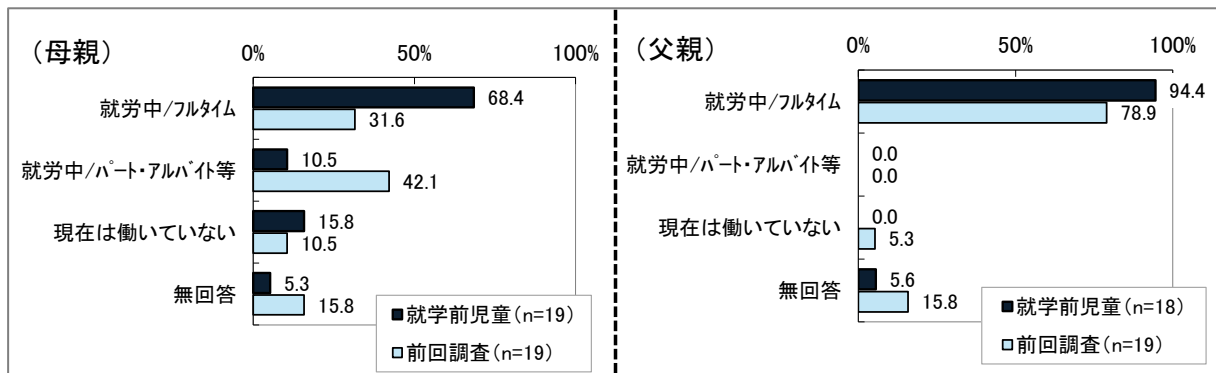


② 保護者の就労状況

○就学前児童の保護者の就労状況について、母親では「就労中／フルタイム」が大きく増加して最も多く、次いで「現在は働いていない」「就労中／パート・アルバイト等」の順となっています。

○父親については、前回調査と同様「就労中／フルタイム」が大多数を占めています。

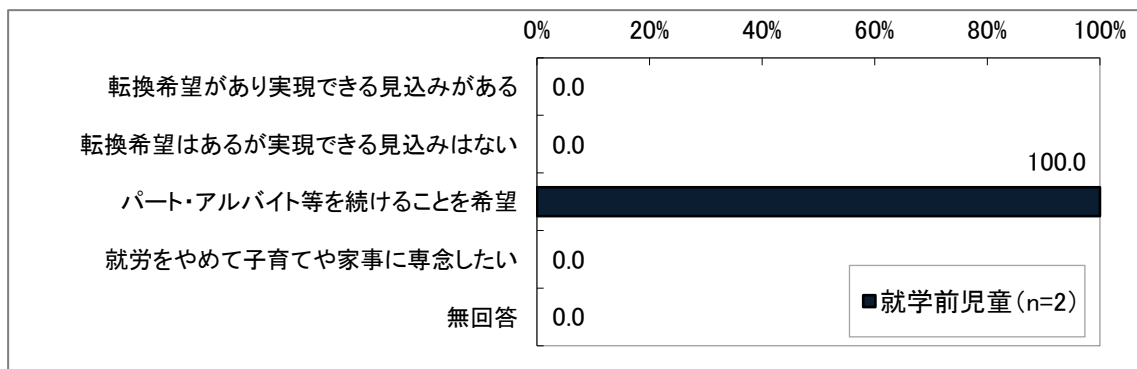
■（就学前児童）保護者の就労状況



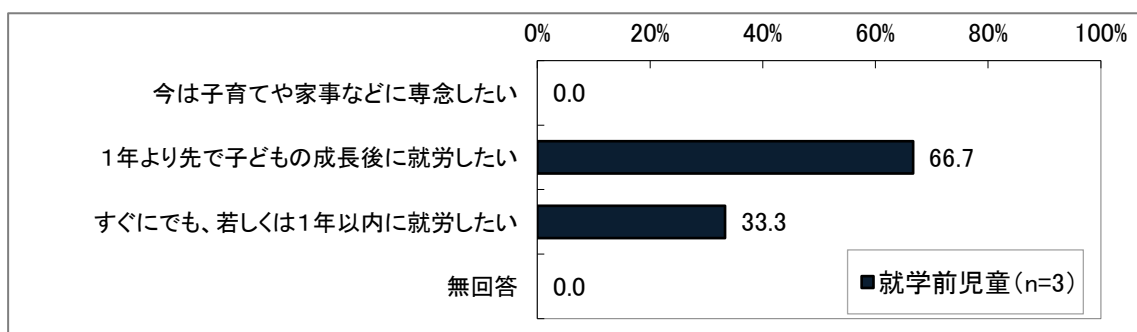
○現在、パート・アルバイト等で就労している母親は10.5%（2件）でしたが、いずれもパート・アルバイト等を続けることを希望しています。

○就学前児童の就労していない母親に今後の就労希望について尋ねたところ、就労する時期の差異はあるものの、すべての回答者が“就労したい”と回答しており、共働き世帯は今後も増加していくことが想定されます。

■（就学前児童）母親のパート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望



■（就学前児童）就労していない母親の今後の就労希望

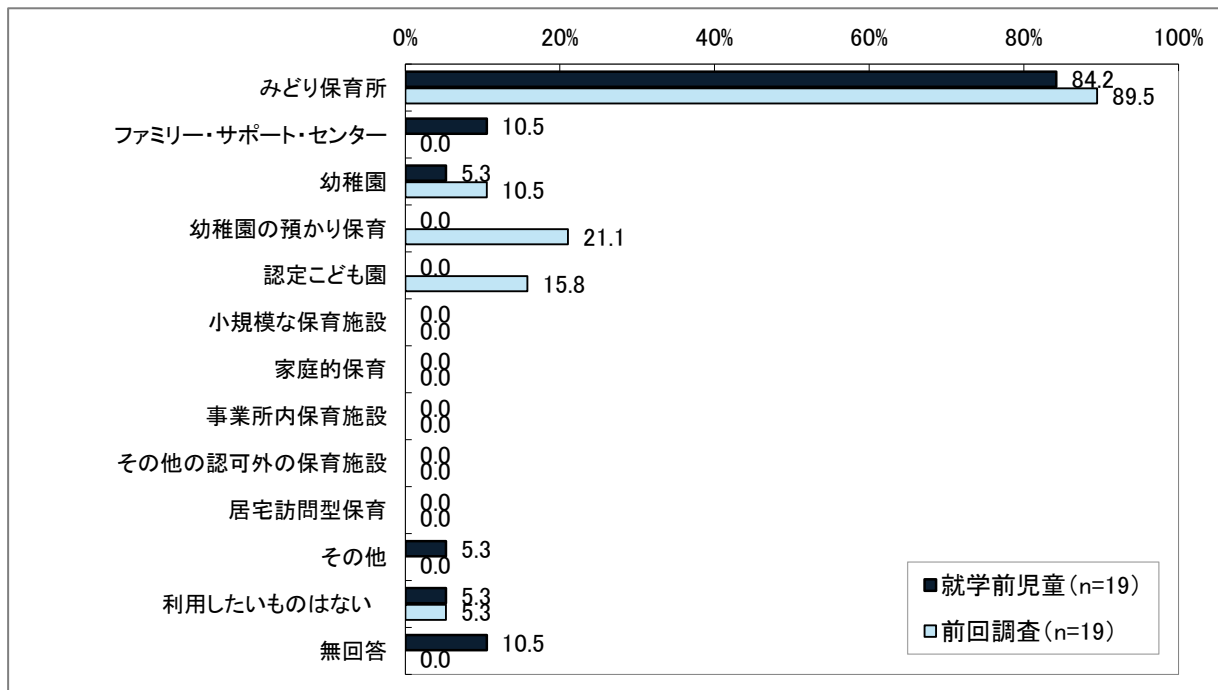


③ 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

○今後定期的に利用したい教育・保育事業については、「みどり保育所」が他を離して最も多くなっています。

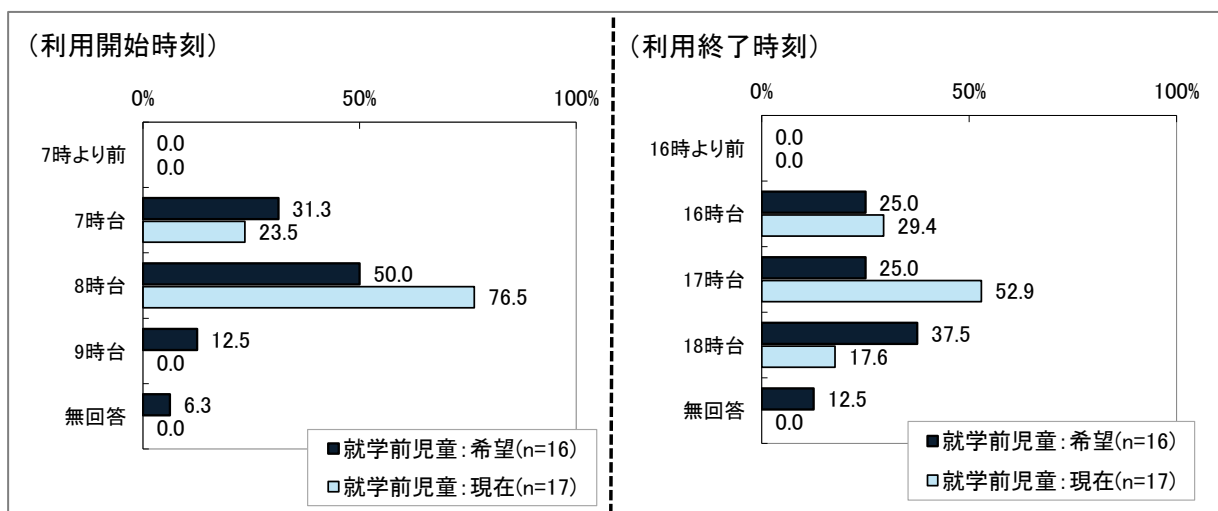
○前回調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」の利用希望がみられなくなった一方、「ファミリー・サポート・センター」という回答がみられます。

■（就学前児童）定期的な教育・保育事業の今後の利用希望【複数回答】



○希望する利用時刻を現在の利用状況と比較すると、開始時刻については「9時台」という回答もみられます。また、終了時刻については「17時台」が現在の利用終了時刻から27.9ポイント減少し、「18時台」が増加するなど、より遅い時間までの利用を希望する回答が増加しています。

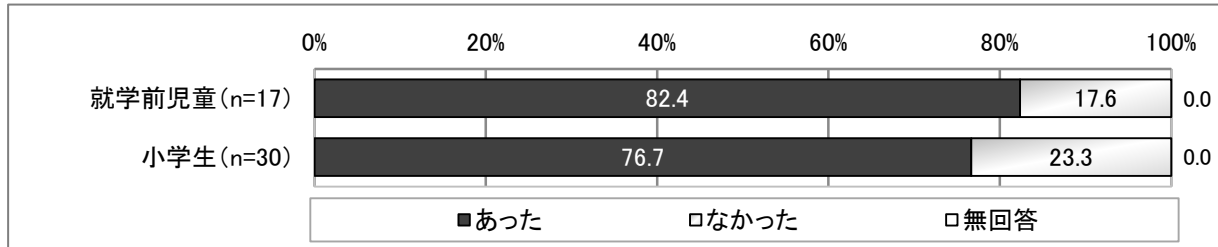
■（就学前児童）利用希望時間帯（希望と現在の利用時間帯を比較）



④ 子どもの病気の際の対応

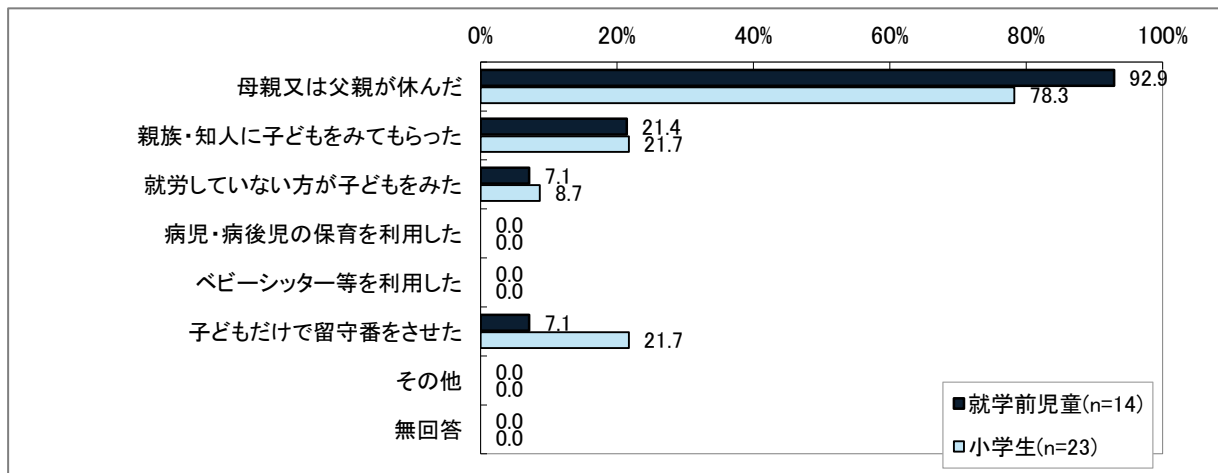
○子どもが病気やケガで保育所、小学校等を休んだことが「あった」と回答した人は就学前児童で82.4%、小学生で76.7%となっており、大多数の保護者が経験しています。

■（就学前児童・小学生）病気やケガで保育所、小学校等を休んだことの有無



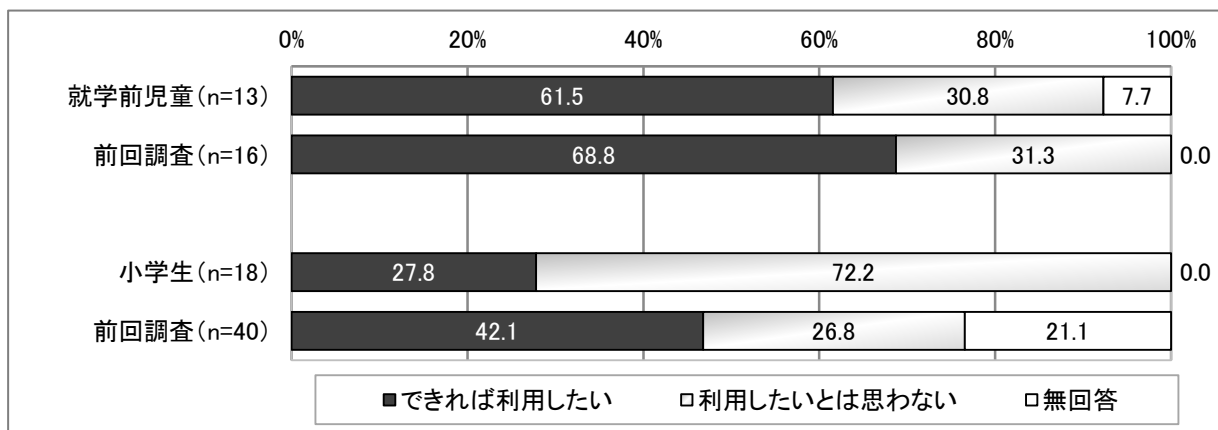
○子どもが病気やケガで普段利用している保育所、小学校等を休んだ際の対処方法については、就学前児童、小学生とも「母親又は父親が休んだ」が他を離して最も多くなっています。

■（就学前児童・小学生）保育園、小学校等を休んだ場合の対処方法【複数回答】



○病児・病後児のための施設等の今後の利用希望については、就学前児童、小学生とも減少がみられるものの、依然として就学前児童では61.5%が「できれば利用したい」と回答しているなど、一定の利用ニーズがみられる状況です。

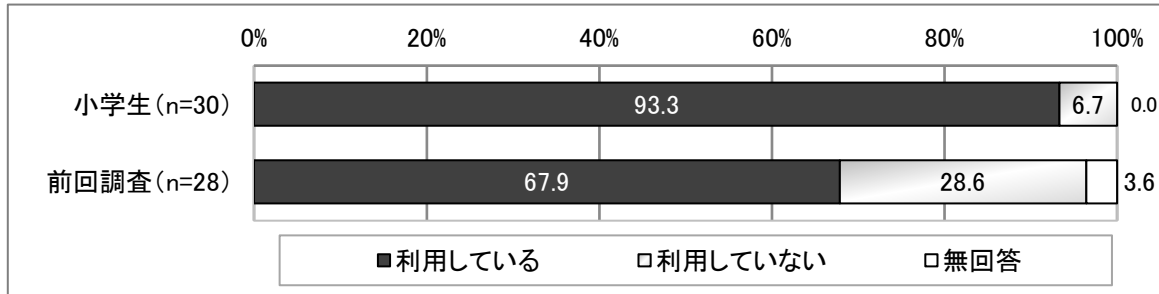
■（就学前児童・小学生）病児・病後児のための施設等の今後の利用希望



⑤ 放課後子ども教室の利用状況・利用希望

○小学生の放課後子ども教室の利用状況については、「利用している」が前回調査から 25.4 ポイント増加し、大多数を占めています。

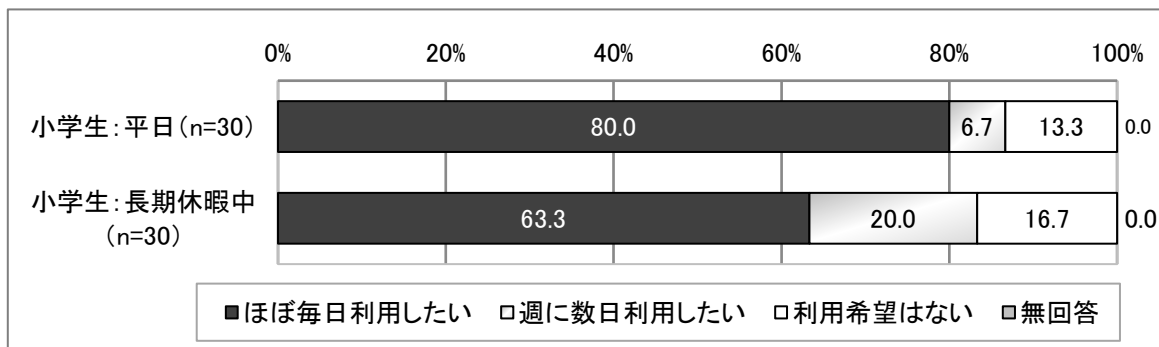
■（小学生）放課後子ども教室の利用状況



○小学生の保護者に今後の放課後子ども教室の利用希望を尋ねたところ、平日については「ほぼ毎日利用したい」が最も多く、これに「週に数日利用したい」を合わせた“利用したい”は 86.7%となっています。

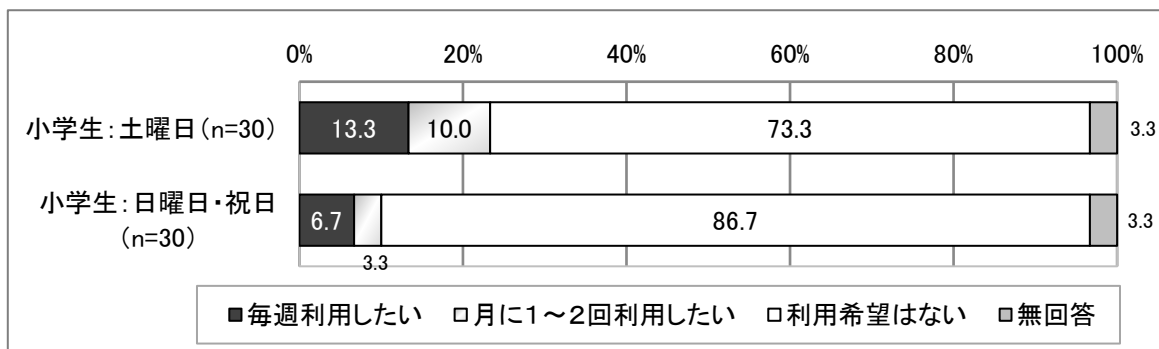
○長期休暇中についても、“利用したい”が 83.3%となっており、多くの児童は長期休暇中も継続して利用することが想定されます。

■（小学生）平日、長期休暇中の放課後子ども教室の利用希望



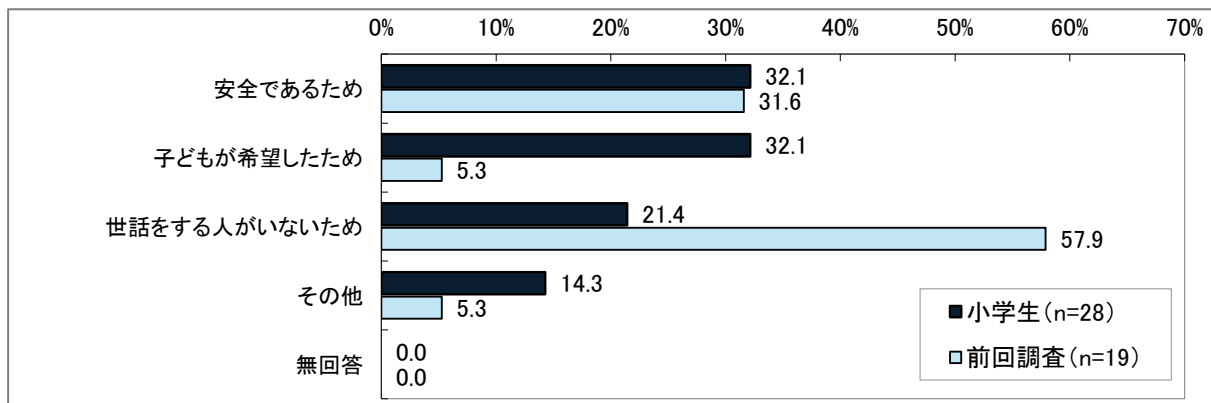
○一方、土曜日では“利用したい”は 23.3%にとどまり、日曜日・祝日では“利用したい”が 10.0%となっています。

■（小学生）土曜日、日曜日・祝日の放課後の放課後子ども教室の利用希望



○放課後子ども教室を利用している理由については、前回調査では「世話をする人がいないため」が最も多くなっていましたが、今回の調査では「安全であるため」と「子どもが希望したため」が同率で多くなっています。

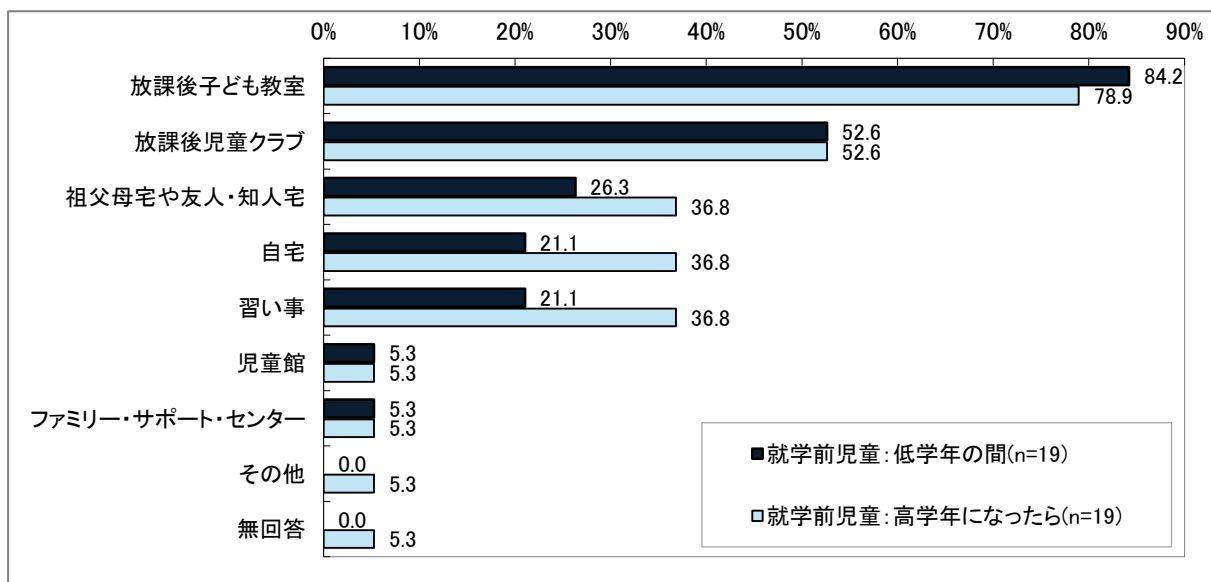
■（小学生）放課後子ども教室を利用している理由



⑥ 小学校入学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

○就学前児童の保護者が小学校に入学した後の放課後の時間を過ごさせたい場所を尋ねたところ、“低学年の間”、“高学年になったら”のいずれの場合も「放課後子ども教室」が最も多く、小学校入学後は大多数の児童の利用が見込まれます。

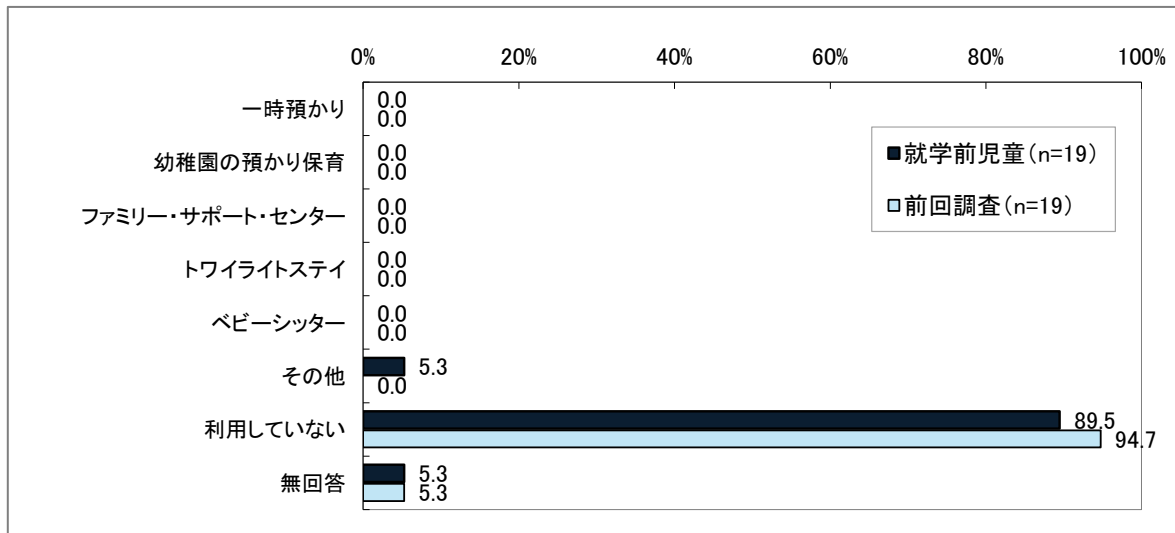
■（就学前児童）小学校入学後の放課後の時間を過ごさせたい場所【複数回答】



⑦ その他の子育て支援サービスの利用について

○就学前児童の保護者の用事で不定期に利用している事業は、前回調査と同様、「利用していない」が最も多くなっています。なお、「その他」の具体的な内容としては「託児所」となっており、年間の平均利用日数は「10.0日」となっています。

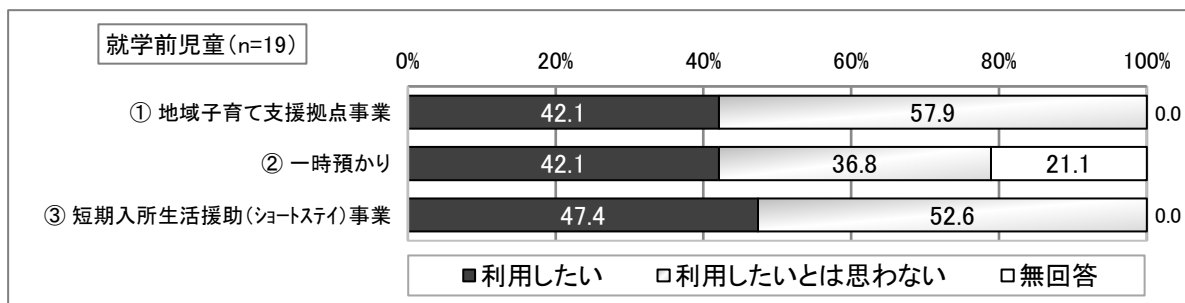
■（就学前児童）不定期に利用している事業【複数回答】



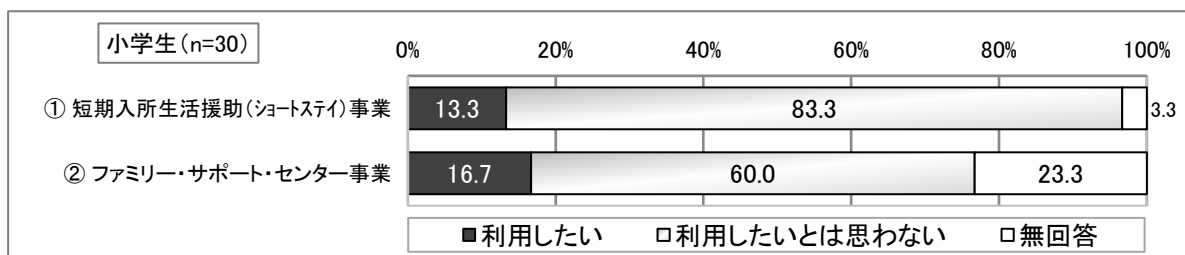
○その他の子育て支援サービスの利用希望については、以下のとおりであり、就学前児童では、「利用したい」は40%台となっています。

○小学生では、利用希望は10%台にとどまっています。

■（就学前児童）その他の子育て支援サービスの利用希望



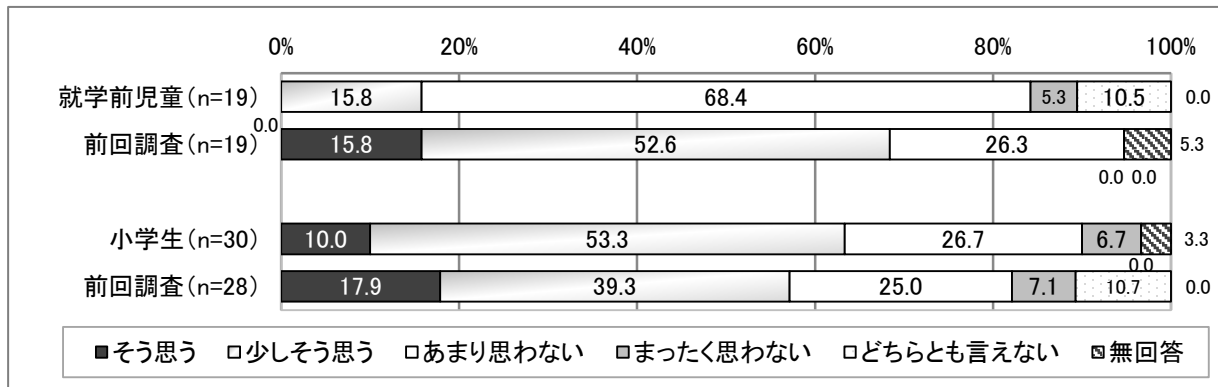
■（小学生）その他の子育て支援サービスの利用希望



⑧ 子育ての負担・不安について

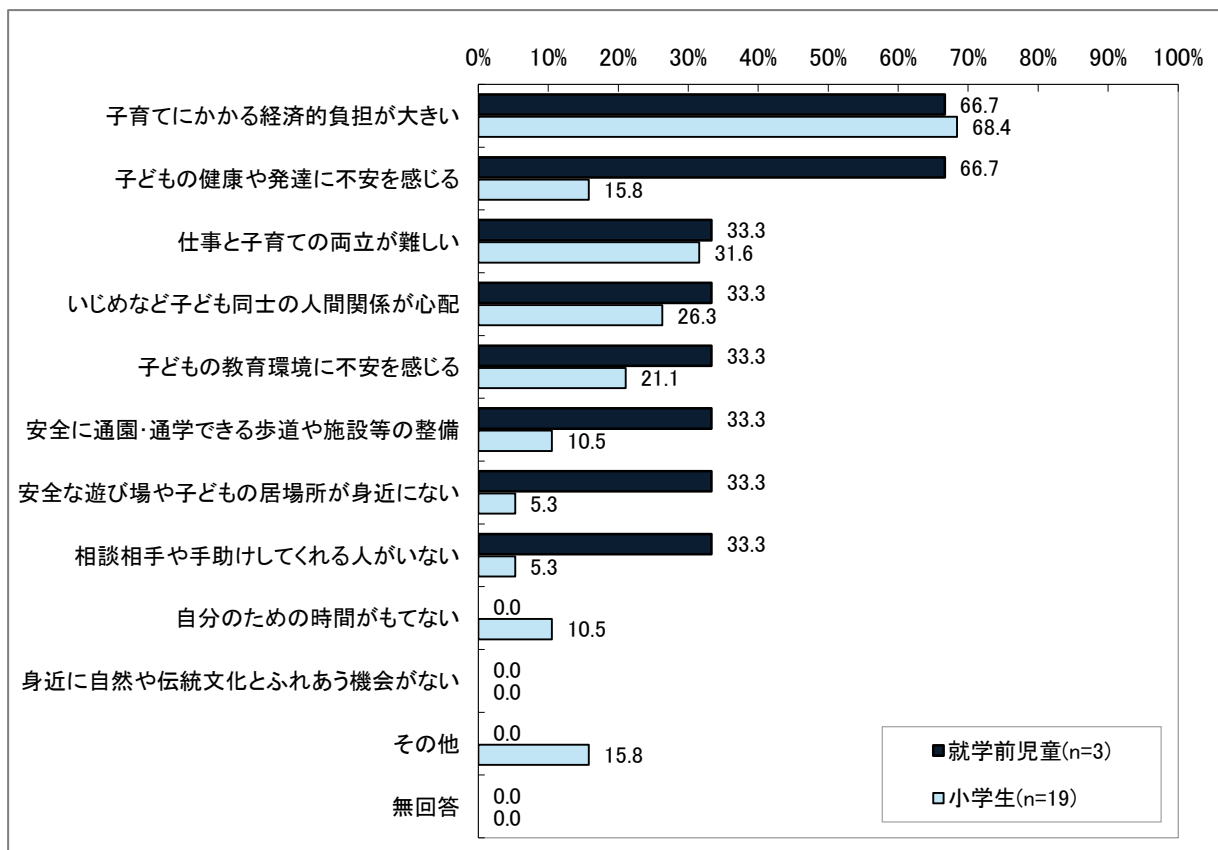
○子育てを負担・不安に感じる可能性があるかを尋ねたところ、就学前児童では前回調査から“思う”（「思う」と「少し思う」の合計）が大きく減少して15.8%となっている一方、小学生では63.3%が“思う”と回答しています。

■（就学前児童・小学生）子育てを負担・不安に感じる可能性があるか



○子育てに不安や負担を感じる理由について、小学生では「子育てにかかる経済的負担が大きい」が他を離して最も多く、以下「仕事と子育ての両立が難しい」「いじめなど子ども同士の人間関係が心配」等の順となっています。

■（就学前児童・小学生）子育てに不安や負担を感じる理由【複数回答】

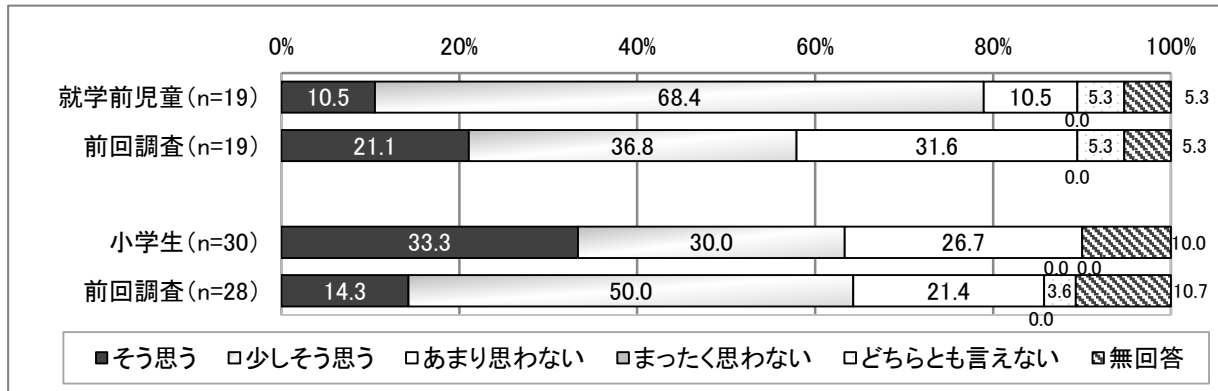


⑨ 村の子育て環境について

○子育てが地域の人に支えられていると感じるか尋ねたところ、就学前児童では「少し思う」が最も多く、これに「そう思う」を合わせた“思う”が78.9%で多くなっています。

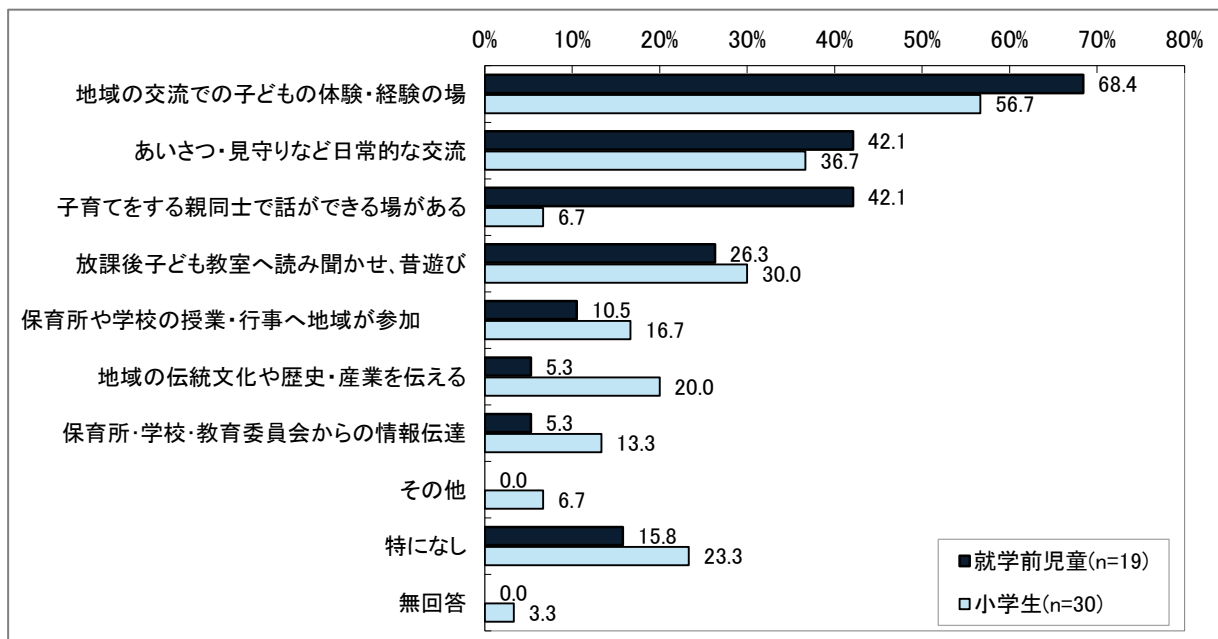
○小学生では、前回調査と比較しても“思う”割合に変化はみられませんが、「そう思う」が19.0ポイント増加しており、就学前児童、小学生とも地域の人々のサポートを感じている人が増えている状況がうかがえます。

■（就学前児童・小学生）子育てが地域の人に支えられていると感じるか



○子育てを地域で支えるために必要なことについては、就学前児童、小学生とも「地域の交流での子どもの体験・経験の場」が最も多く、次いで「あいさつ・見守りなど日常的な交流」等の順となっています。

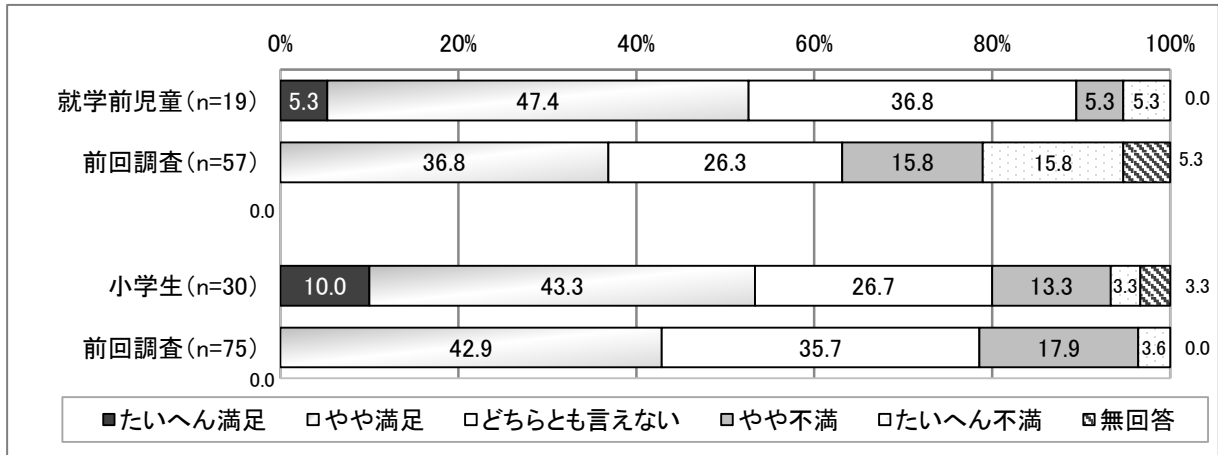
■（就学前児童・小学生）子育てを地域で支えるために必要なこと【複数回答】



⑩ 村の子どもに関する施策について

○村の子育て環境の整備や支援施策の満足度については、就学前児童、小学生とも「やや満足」と「たいへん満足」を合わせた“満足”が増加するなど、前回調査に比べて評価が上昇しています。

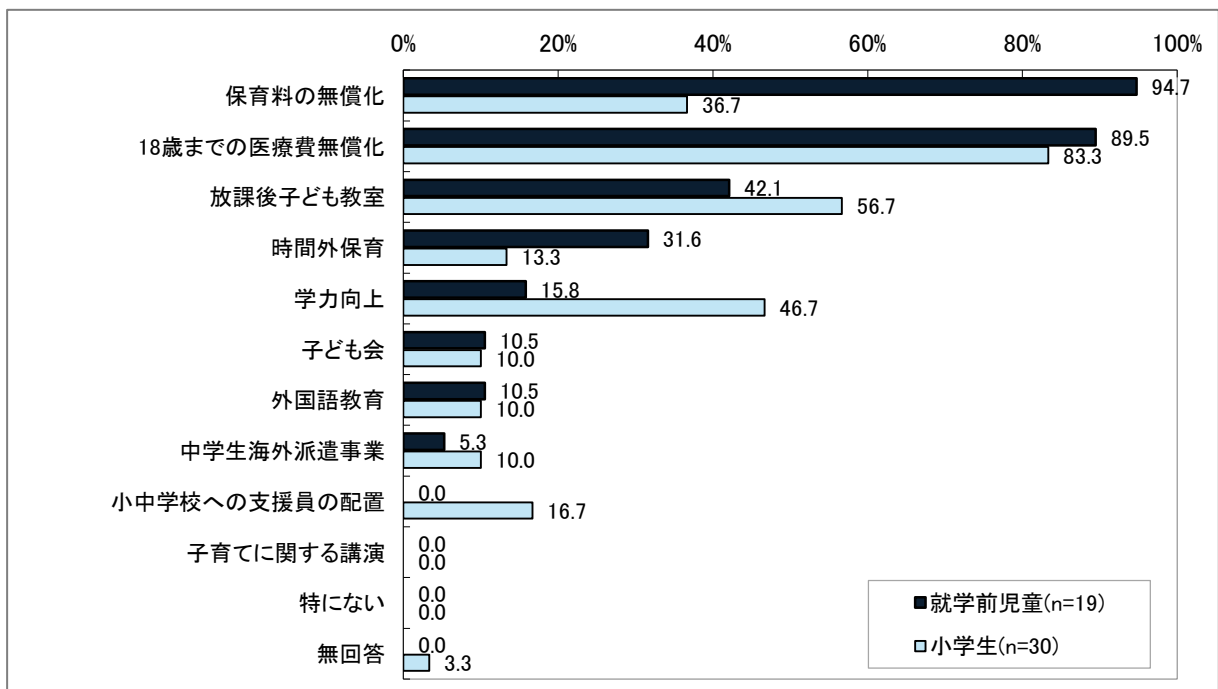
■（就学前児童・小学生）子育て環境の整備や支援施策の満足度



○今後も継続して取り組むべき村独自の子育て支援施策について、就学前児童では「保育料の無償化」と「18歳までの医療費無償化」が、小学生では「18歳までの医療費無償化」が他を離して最も多くなっており、経済的な支援策については継続的に実施していくことが望まれています。

○加えて、小学生では「放課後子ども教室」と「学力向上」についても多くなっています。

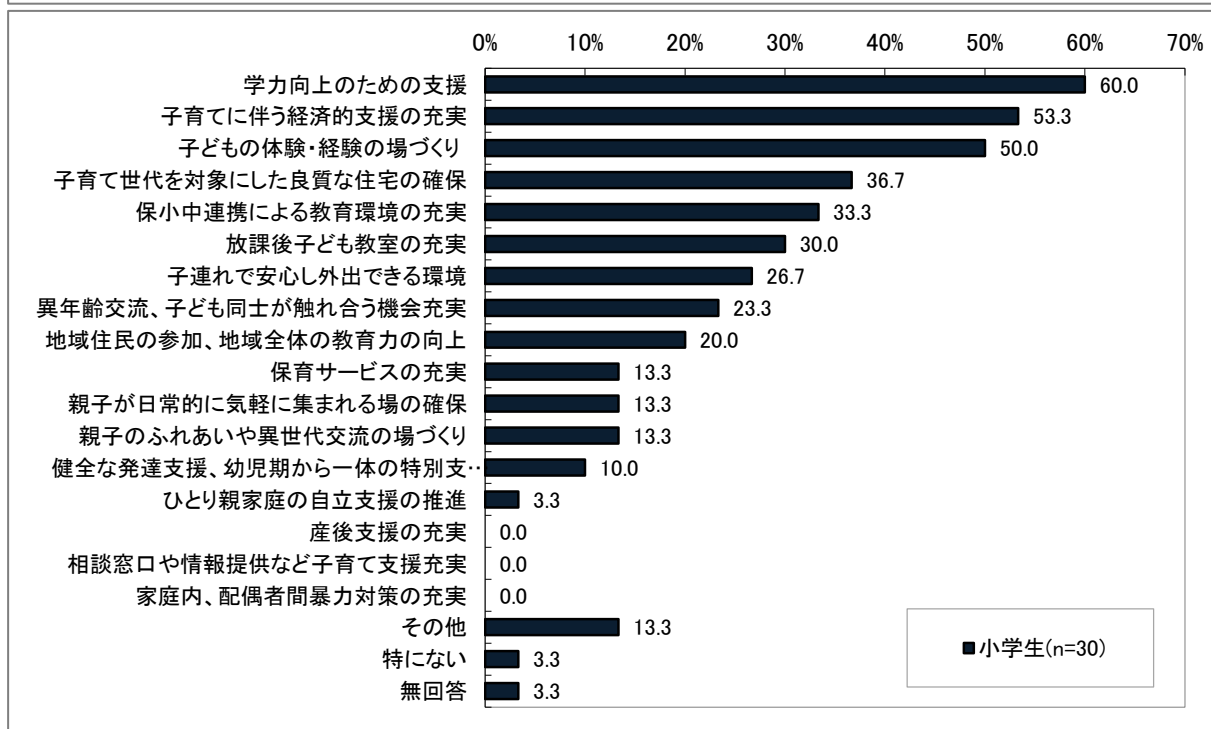
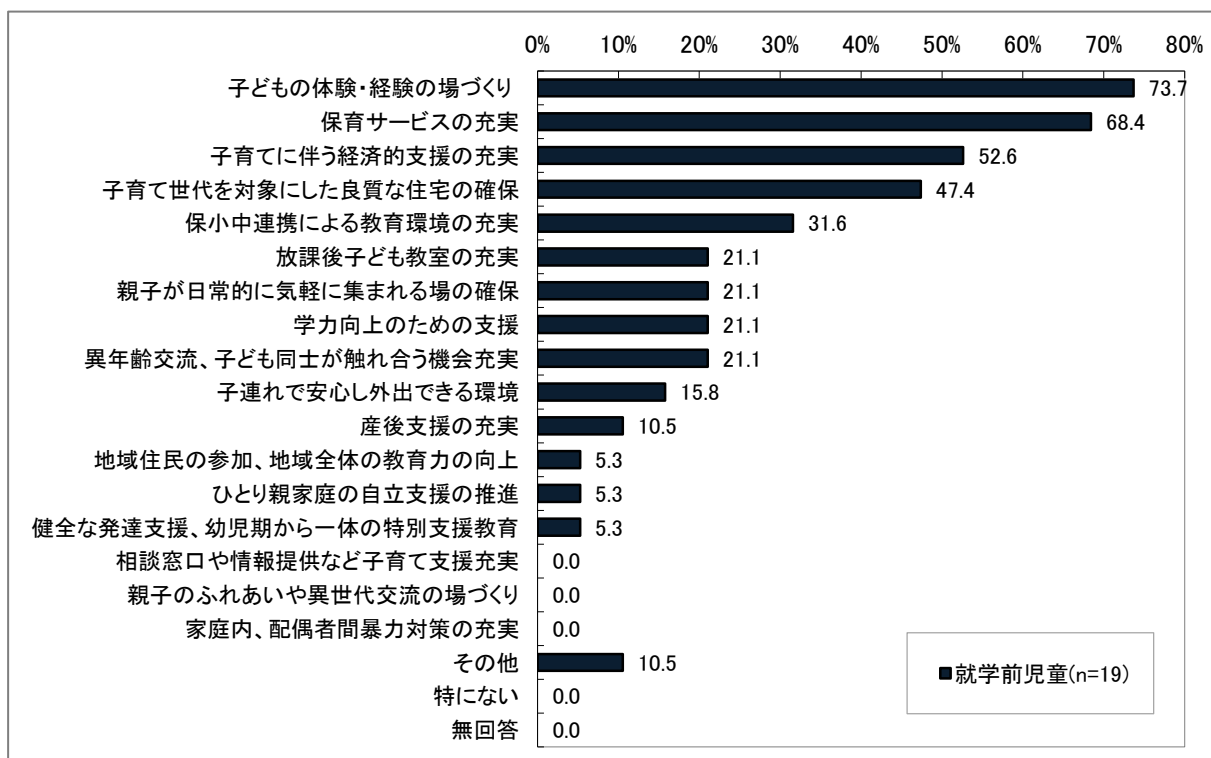
■（就学前児童・小学生）今後も継続して取り組むべき村独自の子育て支援施策【複数回答】



○今後、村が重点的に取り組む必要が高いと思われるものについては、就学前児童では「子どもの体験・経験の場づくり」が最も多く、次いで「保育サービスの充実」となっています。

○小学生では、「学力向上のための支援」が最も多くなっています。

■（就学前児童・小学生）子育て環境等を改善するために今後重要だと思う取組【複数回答】



3. 子ども・子育て支援における主要課題

(1) 教育・保育の質の向上

本村の女性の労働力率は、全般的に全国及び高知県の平均より高い水準となっていることに加え、アンケート調査結果でも就労していない母親の就労意向がみられることから、共働き世帯は今後も増加していくことが想定されます。本村ではこのような保育ニーズに対応するため、公立の認可保育所（みどり保育所）を1施設開設して児童の受入れを行っており、待機児童数は0人を維持しています。

一方、アンケート調査結果をみると、今後定期的に利用したい教育・保育事業については、「みどり保育所」が他を離して最も多くなっているものの、「幼稚園」や「ファミリー・サポート・センター」という回答もあるなど、多様な教育・保育環境を望む保護者も一定数がみられます。また、子育て環境等を改善するために今後重要だと思う取組については、「子どもの体験・経験の場づくり」や「保育サービスの充実」といった回答が上位となっています。

引き続き保護者が安心して子どもを預けることができるよう、これらの多様な教育・保育ニーズ等を踏まえつつ、子どもの体験・経験の場づくりや保育者のスキル及び専門性の向上に取り組むなど、量の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

(2) 公的な相談体制、地域子ども・子育て支援事業の充実

子育てに関わる人々のライフスタイルやニーズが多様化する中で、抱える困難や悩みも多様化していると考えられ、それらに対応できる相談体制の充実が求められます。

このため、こども家庭センターの設置を進めるほか、利用者支援事業の体制強化を図るなど、切れ目のない支援へとつなげる相談体制の整備が重要となります。

また、身近な地域において気軽に親子の交流や相談ができる場の充実や、子育て家庭の多様なニーズに合わせた子育て支援等、すべての子ども・子育て家庭が安心感や充実感を得られるような地域子ども・子育て支援事業の充実を図る必要があります。

(3) 子どもの健やかな成長を支援する環境の整備

少子化が急速に進む中で、子どもが、他の子どもたちと一緒に遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことと考えられます。アンケート調査結果では、村の子育て環境や支援の満足度は上昇しており、一定の成果はみられますが、満足度が低い人の回答理由としては「公園など子どもの遊び場」に関する意見があげられています。

子どもたちが心豊かに生活するため、また、子ども連れの保護者、妊産婦にとって、不安やストレスを感じることもない、安全な子育てしやすい生活環境が整備されていることは、子どもたちの健全な成長につながっていくことから、遊び場としての公園の整備など、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境の確保に向けて取り組んでいくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

次代を担う子どもの育成は、持続的なまちづくりの要といえます。

しかし、少子化や核家族化が進み、家庭だけで十分な子育て環境を整えるのは難しく、さらに厳しい社会状況の中にあって、子育てに不安を持つ親が増えています。また、今日では、女性の社会参加等が進んでおり、特に子育て期に多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を図ることが求められています。

本村ではこれまで、『ともに支えあい、安心して子育て・子育てができるむら・きたがわ』を基本理念とし、育てる喜びを親として実感できることはもちろんのこと、地域としても次代の担い手が成長していく姿を喜びあえるまちづくりを目指し、総合的に子ども・子育て支援を推進してきました。

引き続き、子育て家庭における多様化する課題に対応すべく、行政は、「子育ては第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、家庭を中心とした地域においては、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

本計画においては、こうした認識に立ち、これまでの基本理念を継承して村がこれまで取り組んできた子育て環境のさらなる充実を図りつつ、質の高い教育・保育や、地域における子育て支援の安定的な提供等を本計画に位置づけ、すべての子どもの健やかな成長と子育てを地域ぐるみで支援していく体制の整備を図ります。

■ 基本理念 ■

ともに支えあい、安心して子育て・
子育てができるむら・きたがわ

2. 計画推進のための基本的な視点と基本目標

本計画では次の基本的な視点に立った上で、基本目標を設定し、その達成に向けた取組を推進していきます。

(1) 基本的な視点

視点1 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、どんな家庭環境や障がいにも左右されず、生命と人権を尊重され、健やかに育つことのできる村を目指します。

視点2 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる村を目指します。

視点3 地域全体での支えあい

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子育て支援及び子どもの育ちの重要性に対する関心を高め、みんなで子どもの成長を見守り、応援していく村を目指します。

(2) 基本目標

基本目標 1

子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

～ 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 ～

幼児期の子どもの健やかな育ちを支えるため、小学校就学前における保育等を十分に提供できる環境整備を進めるとともに、乳幼児の福祉・教育に携わる人材の育成を支援し、質の高い幼児期の保育等の総合的な提供を目指します。

また、保育所及び小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、児童が保育所等から小学校生活にスムーズにつながることができるよう、現在の取組を充実させていきます。

基本目標 2

多様な子育て支援ニーズに対応した支援の充実

～ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ～

保護者が自己肯定感を持ちながら子育てをし、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て家庭の形態が多様化している現状や子育て支援に係る利用者の多様なニーズを踏まえた支援を行います。

基本目標 3

切れ目のない子ども・子育て支援の推進

～ 関連施策の展開 ～

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から出産・乳幼児期の育児といった子育てに関わるライフステージの各場面において切れ目のない子育て支援を行うとともに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができる環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭、障がいがある子どもを養育している家庭、共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、児童虐待などあらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要であることから、社会的支援の必要な子どもとその家庭への支援を行い、子どもの健全な育成が保障されるよう努めるとともに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた働きかけに取り組むなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる環境の充実を促進します。

さらに、次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、教育環境の充実に取り組みます。

第4章 事業計画

1. 事業を計画するにあたっての基本的な枠組み

平成27年4月から開始された新たな「子ども・子育て支援制度」は、子どもの最善の利益を第一に、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指して創設されたもので、村は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の提供を図ることが求められています。

本計画で目標量等を定める事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」「地域子ども・子育て支援事業」「乳児等のための支援給付」に区別できます。

子どものための教育・保育給付は、幼稚園・保育所・認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となり、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で定められており、その事業は交付金の対象となります。

乳児等のための支援給付は、保育所等に通っていない子どもへの支援を強化する観点から新たに設けられる制度で令和8年4月1日から施行されます。

■ 子ども・子育て支援制度の給付と事業の全体像 ■

子ども・子育て支援給付	
◆子どものための教育・保育給付	施設型給付・特例施設型給付（教育・保育施設）
	地域型保育給付・特例地域型保育給付（地域型保育事業）
◆子どものための現金給付	児童手当法等に基づく児童手当の支給
◆子育てのための施設等利用給付	施設等利用費の支給
◆妊婦のための支援給付	妊婦支援給付金の支給
◆乳児等のための支援給付	乳児等支援給付費・特例乳児等支援給付費の支給 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援（事業）	
●地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業など、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する子ども・子育て支援法で定められた事業
●仕事・子育て両立支援事業	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業など、国が主体となって実施する事業

（注）妊婦のための支援給付は令和7年4月1日から、乳児等のための支援給付は令和8年4月1日から施行開始。
乳児等のための支援給付における「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は経過措置として、令和7年度中は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を示すこととされています。

※ **量の見込み**…現在の利用状況及びアンケート調査の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における事業の需要見込みをいいます。

※ **確保方策**…量の見込みに対応する提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

本村では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、効率的な資源の活用を可能とし、村内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全村）と設定し、ニーズに応じた事業実施体制の整備を推進していきます。

(2) 将来推計児童数

各事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。この値は、直近5年間の人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計したものです。

■ 計画期間における将来推計児童数 ■

(単位：人)

年齢	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	3	4	4	4	4	4
1～2歳	11	8	7	8	8	8
1歳	3	3	4	4	4	4
2歳	8	5	3	4	4	4
3～5歳	13	14	16	15	14	12
3歳	4	6	6	3	5	5
4歳	5	4	6	6	3	5
5歳	4	4	4	6	6	2
6～8歳	12	11	10	11	14	15
6歳	3	3	4	4	6	6
7歳	3	3	3	4	4	5
8歳	6	5	3	3	4	4
9～11歳	20	20	16	14	11	10
9歳	3	6	5	3	3	4
10歳	6	5	6	5	3	3
11歳	11	9	5	6	5	3
計	59	57	53	52	51	49

資料：令和2年～令和6年：住民基本台帳（各年4月1日）

令和7年～令和11年：住民基本台帳の過去5年分の実績を基にコーホート変化率法を用いて推計

(3) 量の見込み及び確保方策の設定方法

① 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成していく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、将来推計児童数とアンケート調査の結果を用い、国から示されている「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に準じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計しています。

しかし、国が示す方法は、アンケート調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、村の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

② 確保方策の設定

今後の施設整備状況等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、各事業の「確保方策（確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育に関する施設・事業について

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

■ 教育・保育施設 ■

種別	概要	対象年齢
認定こども園	保護者の就労にかかわらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。	0～5歳
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、新制度に移行する幼稚園とこれまでの制度のまま運営する幼稚園があります。	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。	0～5歳

(注) 教育・保育施設のうち、村が施設型給付の対象として確認したものを「特定教育・保育施設」といいます。

■ 地域型保育事業 ■

種別	概要	対象年齢	利用定員
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数で保育を行う事業です。	0～2歳	5人以下
小規模保育事業	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業です。		6～19人
居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で保育する事業です。		—
事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。		—

(注) 地域型保育事業のうち、村が地域型保育給付の対象として確認したものを「特定地域型保育事業」といいます。

(2) 保育の必要性・必要量の認定（教育・保育給付認定）について

認定こども園・幼稚園・保育所や地域型保育事業の利用にあたっては、「教育・保育給付認定」を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、教育・保育給付認定を行います。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。

認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■ 認定区分と提供施設 ■

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	満3歳～就学前	なし	・教育・保育施設 （認定こども園及び幼稚園）	・教育標準時間
2号認定	満3歳～就学前	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所）	・保育標準時間 ・保育短時間
3号認定	満3歳未満	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所） ・地域型保育事業	・保育標準時間 ・保育短時間

(3) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについては、現在の利用状況や保護者の利用希望、児童数の将来推計等を総合的に考慮して次ページのとおり算出しました。本村では、児童人口の減少とともに、量の見込みも減少傾向にあります。

本村の教育・保育事業については、令和7年度時点で、みどり保育所において計60人（0歳児：6人、1・2歳児：24人、3～5歳児：30人）の提供体制があり、算出した各年度の量の見込みに対応することが可能です。

なお、本村には認定こども園及び幼稚園がないため、幼児期の教育ニーズが強い2号認定の子どもについては、近隣市町村の幼稚園・認定こども園への入所又は特例（子ども・子育て支援法第28条）による村内の保育所にて対応することとなります。

■ 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 ■

(単位：人)

1号認定（3～5歳児）	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A） (必要利用定員総数)	0	0	0	0	0	0
確保の内容（B） (特定教育・保育施設※)	0	0	0	0	0	0
差（B－A）	0	0	0	0	0	0

※みどり保育所

(単位：人)

2号認定（3～5歳児）	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A） (必要利用定員総数)	12	14	16	15	14	12
幼児期の教育 ニーズが強い	0	1	1	1	1	1
上記以外	12	13	15	14	13	11
確保の内容（B） (特定教育・保育施設※)	30	30	30	30	30	30
差（B－A）	18	16	14	15	16	18

※みどり保育所

(単位：人)

3号認定（0～2歳児）	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A） (必要利用定員総数)	9	10	9	10	10	10
0歳児	1	2	2	2	2	2
1歳児	3	3	4	4	4	4
2歳児	5	5	3	4	4	4
確保の内容（B） (特定教育・保育施設※)	30	30	30	30	30	30
0歳児	6	6	6	6	6	6
1歳児	12	12	12	12	12	12
2歳児	12	12	12	12	12	12
差（B－A）	21	20	21	20	20	20

※みどり保育所

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所等で教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、関係機関との連絡や調整等を行います。

① 現在の村の取組

住民課・教育委員会・中芸広域連合等で随時子育てに関する相談に応じ必要な情報提供を行っています。健診や交流の場等において相談に応じ、また、情報提供を行いながら、内容によっては専門機関等と役割分担しながら必要な支援を行っています。

国が定める事業分類は、基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）があり、令和7年度から新たに「妊婦等包括相談支援事業型」が追加されました。

② 量の見込みと確保方策

中芸広域連合と構成町村による「母子保健」と「児童福祉」の一体的な相談支援体制を整備するため、中芸広域連合版「こども家庭センター」（1か所）の設置を検討します。

こども家庭センター型の実施は令和8年度からを予定しており、「こども家庭センター」の設置まではこれまでの提供体制を維持します。

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
基本型・特定型	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保の内容	か所	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関※	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保の内容	か所	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	量の見込み	か所	0	1	1	1	1
	確保の内容	か所	0	1	1	1	1
その他	量の見込み	か所	1	0	0	0	0
	確保の内容	か所	1	0	0	0	0

※基本型の財政支援を受けていない地域子育て相談機関

(注) 妊婦等包括相談支援事業型の量の見込みと確保方策については、(16) 妊婦等包括相談支援事業に掲載。

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施するものです。

基本的な事業として、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。

① 現在の村の取組

本村では、地域子育て支援拠点事業としては実施していませんが、みどり保育所において、未入園児の親子を対象に子育て広場を開設し、子育ての心配ごとや悩みごとに、園長、保育士、主任児童委員、保健師が相談に応じています。

開催は月1回程度、午前10時から12時までとなっています。また、入園児に対しては保育士の職員が相談に応じています。

保健福祉センターでも毎週木曜日の午前9時から午後4時まで親子ふれあい広場を開催し、食事づくりや会食で交流を深めてもらい、子育ての相談にも応じています。

ゆずの花でも、火曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで解放し、子育て世代や高齢者、年齢を問わず交流を深めています。

中芸広域連合では、地域子育て支援拠点事業として「遊分舎」を設置し、子育て支援の教室を実施し、交流の場の提供・交流促進・子育てに関する相談を受けています。

② 量の見込みと確保方策

引き続き保育所・保健福祉センター・ゆずの花・公認心理師の配置等において、相談や交流ができる場所と機会を設けるとともに、継続して関係機関へつなげる支援体制を整えていきます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人回/月	12	11	12	12	12
確保の内容	か所	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 現在の村の取組

適切な妊婦健診を受診することができるよう、妊婦届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付し、高知県内の妊婦健診委託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。

里帰り妊婦については償還払いで対応しています。

② 量の見込みと確保方策

引き続き現在の実施体制で事業を実施していくことにより、妊婦の健康の保持及び増進を図ります。

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	対象者数	人/年	4	4	4	4	4
	健診回数	回/年	56	56	56	56	56
確保の内容	実施場所	高知県内の妊婦健診委託医療機関					
	検査項目	診察・問診・血液検査等					
	実施時期	妊娠前期から妊娠後期					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

① 現在の村の取組

すべての妊婦に対して、保健師等が面接を行い、出産に向けての準備や育児の心構えができるよう具体的な支援を行っています。新生児・乳幼児のいる家庭に対しては、保健師・相談支援事業所が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行っています。また、保健師と主任児童委員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

② 量の見込みと確保方策

引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続していくとともに、公認心理師による相談体制の整備も図っていきます。

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	対象者数	人/年	4	4	4	4	4
確保の内容	実施体制	保健師、主任児童委員、相談支援事業所					
	実施機関	北川村					

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

① 現在の村の取組

養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が訪問を行い、保護者の育児援助や相談支援を行い、問題解決や保護者の負担軽減に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、虐待防止ネットワークにより、要保護児童について具体的な情報交換し、支援対策を関係機関で検討しています。

② 量の見込みと確保方策

量は見込まれていませんが、引き続き現在の実施体制を維持し、事業を継続して行います。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	対象者数	人/年	—	—	—	—
確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	北川村				

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2種類があります。

① 現在の村の取組

本村では当該施設がなく、実施していません。

② 量の見込みと確保方策

今回のアンケート調査でも利用ニーズはわずかとなっていますが、今後、利用ニーズの増加がみられる場合には実施について検討していきます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人日/年	13	14	14	13	12
確保の内容（B）	人日/年	0	0	0	0	0
	実施施設数※	か所	0	0	0	0
差（B－A）	人日/年	▲13	▲14	▲14	▲13	▲12

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

① 現在の村の取組

提供会員の確保等、実施体制の整備が困難な状況であるため、実施していません。

② 量の見込みと確保方策

アンケート調査からは潜在的なニーズがみられましたが、アドバイザーなどの人員を配置して体制整備を行ったとしても、提供会員の確保等が見込めない可能性があるため、計画期間内における実施の予定はありません。

今後、利用ニーズの増加がみられる場合には実施について検討していきます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人日/年	17	16	15	15	14
確保の内容（B）	人日/年	0	0	0	0	0
差（B－A）	人日/年	▲17	▲16	▲15	▲15	▲14

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

① 現在の村の取組

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。

現在のみどり保育所の保育時間は、標準時間を7：30から18：30の11時間とし、土曜日は7：30から12：00までの4時間30分としています。

② 量の見込みと確保方策

アンケート調査でも利用ニーズはみられませんでした。今後ニーズがある場合には随時、実施について検討していきます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人/年	0	0	0	0	0
確保の内容（B）	人/年	0	0	0	0	0
実施施設数	か所	0	0	0	0	0
差（B－A）	人/年	0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 現在の村の取組

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

アンケート調査では一定の利用ニーズはみられるものの、事業の実施には場所と資格を持ったスタッフの配置が必要となることから、他事業と複合的に実施していくことも含めて検討していきます。

	単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A)	人日/年	189	197	197	189	175
幼稚園型	人日/年	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	人日/年	189	197	197	189	175
確保の内容 (B)	人日/年	0	0	0	0	0
幼稚園型	人日/年	0	0	0	0	0
実施施設数	か所	0	0	0	0	0
一般型	人日/年	0	0	0	0	0
実施施設数	か所	0	0	0	0	0
差 (B - A)	人日/年	▲189	▲197	▲197	▲189	▲175

(10) 病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業です。

① 現在の村の取組

保育施設や医療施設において病児・病後児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況であるため、実施していません。

② 量の見込みと確保方策

アンケート調査からは潜在的なニーズがみられましたが、事業の実施には看護師や保育士等の確保が必要となるため、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）〔病児・緊急対応強化事業〕も含め、村単独でできるか、近隣市町村を含めた広域で実施するかなど、ニーズへの対応策を検討していきます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人日/年	15	16	16	15	14
確保の内容（B）	人日/年	0	0	0	0	0
実施施設数	か所	0	0	0	0	0
差（B－A）	人日/年	▲15	▲16	▲16	▲15	▲14

(II) 放課後児童健全育成事業

仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、授業の終了後に公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

① 現在の村の取組

本村では「放課後児童クラブ」は実施しておらず、地域の実情に合わせ、就労等により昼間保護者が家庭にいないにかかわらず利用することのできる「放課後子ども教室」を実施しています。

現在は小学生約 30 人の登録があり、15:00 から 18:00 まで（長期休暇は 8:00～18:00）15～20 名前後の見守りを行っています。

② 量の見込みと確保方策

本村においては「放課後子ども教室」の利用が定着しており、今後も放課後の安心・安全な居場所づくりを図るため、北川小中学校特別校舎等を利用し、「放課後子ども教室」を実施して利用ニーズに対応していきます。

	単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人/年	16	13	13	13	13
1 年生	人/年	2	2	2	3	3
2 年生	人/年	2	2	2	2	3
3 年生	人/年	3	2	2	2	2
4 年生	人/年	3	3	2	2	2
5 年生	人/年	3	3	3	2	2
6 年生	人/年	3	1	2	2	1
確保の内容（B）	人/年	0	0	0	0	0
実施施設数	か所	0	0	0	0	0
差（B－A）	人/年	▲16	▲13	▲13	▲13	▲13

(12) 子育て世帯訪問支援事業

食事、生活環境等について、不適切な養育状態等により保護者に児童を監護させることが不適当である世帯等に対し、家事支援事業者がご自宅を訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行う事業です。

① 現在の村の取組

新たに制度化された事業で、現状実施していません。

② 量の見込みと確保方策

事業の対象となる世帯は見込まれていませんが、必要に応じて家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対する家事・育児等の支援実施体制の整備の検討を行います。

	単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人日/年	0	0	0	0	0
確保の内容（B）	人日/年	0	0	0	0	0
差（B－A）	人日/年	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

① 現在の村の取組

新たに制度化された事業で、現状実施していません。

② 量の見込みと確保方策

事業の対象となる児童は見込まれていませんが、村内の児童の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合には、実施に向けた検討を進めます。

	単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人/年	0	0	0	0	0
確保の内容（B）	人/年	0	0	0	0	0
差（B－A）	人/年	0	0	0	0	0

(14) 親子関係形成支援事業

保護者に児童を監護させることが不適當な世帯や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯等に対し、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

① 現在の村の取組

新たに制度化された事業で、現状実施していません。

② 量の見込みと確保方策

事業の対象となる世帯は見込まれていませんが、必要に応じて子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング等の支援を検討します。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	人/年	0	0	0	0	0
確保の内容 (B)	人/年	0	0	0	0	0
差 (B - A)	人/年	0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業

産後1年以内の産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。産後うつや育児不安の防止を目的としており、家族や周囲から十分な支援を受けられず、心身の不調や育児不安のある方などを対象としています。

① 現在の村の取組

本村では、中芸広域連合での広域実施を予定しています。

② 量の見込みと確保方策

母親の心身のケアと育児の支援を目的に、助産師等専門スタッフが、育児相談や授乳指導等を行います。

訪問型、通所型、宿泊型のうち、通所型は中芸地区に委託機関がないため、中芸地区の現状に合わせて実施できるように検討しています。

産後ケア事業が適切に利用できるよう、専門職や委託先の確保に努めます。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (A)	人日/年	7	7	7	7	7
確保の内容 (B)	人日/年	7	7	7	7	7
差 (B - A)	人日/年	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

① 現在の村の取組

中芸広域連合に「こども家庭センター」の設置を検討しており、令和8年度より「こども家庭センター」において実施できるよう検討します。

② 量の見込みと確保方策

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、継続的に支援します。

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	回/年	12	12	12	12	12
妊娠届出人数	人/年	4	4	4	4	4
1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
確保の内容（B）	回/年	0	12	12	12	12
こども家庭センター	回/年	0	12	12	12	12
上記以外	回/年	0	0	0	0	0
差（B－A）	回/年	▲12	0	0	0	0

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

① 現在の村の取組

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

社会情勢の変化や村内の保護者の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合には、実施に向けた検討を進めます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

① 現在の村の取組

本村では実施していません。

② 量の見込みと確保方策

今後特定教育・保育施設等の設置又は運営促進が必要と認められた場合、その実施時期や手法等について検討を進めることとします。

4. 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和8年度から乳児等のための支援給付、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が創設されます。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

本村では、令和8年度からの当該制度の本格実施を見据え、対応施設や円滑な運営体制の整備等に努めます。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策 ■

区分	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（A）	人日		1	1	1	1
0歳			1	1	1	1
1歳			0	0	0	0
2歳			0	0	0	0
確保の内容（B）	人日		1	1	1	1
0歳			1	1	1	1
1歳			0	0	0	0
2歳			0	0	0	0
差（B－A）	人日		0	0	0	0

5. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 保育所から認定こども園への移行に必要な支援とその普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況等にかかわらず利用できる施設であることから、子ども・子育て支援制度のもとでは、その普及促進が目的の一つとして位置づけられています。

本村には、幼児期の教育的ニーズに対応する施設がないことから、引き続きみどり保育所の充実を図り、ニーズ等があれば、今後認定こども園への移行を検討していきます。

(2) 保育士等の資質向上のための支援

幼児期の質の高い保育の提供を確保するため、保育士研修等への積極的な参加を推進し、保育現場の技能向上に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る考え方と推進方策

本計画の基本理念である「ともに支えあい、安心して子育て・子育てができるむら・きたがわ」の実現を目指し、人格形成の基礎が培われる重要な時期に必要な子育て支援を行うため、家庭や保育所、地域が連携を密にし、地域の実情にあった効果的な事業を提供することとします。

また、保護者の子育て力向上を図るため、親育ち教室や親子ふれあいイベントなどの家庭教育支援事業を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者、小中学校との連携と推進方策

個々の発達段階に合わせ、保育所・小中学校・関係機関の切れ目のない支援が得られるよう、連携を図ります。

また、保小中の一貫した取組を通じて、健康づくりや生活習慣の確立、基礎学力の定着など、必要な時期に必要な育ちが体得できる細やかな対応を図ります。特に支援の必要な子どもへの対応は、専門機関の協力を得ながら進めていきます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付とは、認可外保育施設や預かり保育などのサービスを利用する子どもを対象とした給付です。令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象となり、給付を受けるには「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

施設等利用給付認定を受けた後、村による確認を受けた施設・事業を利用すると、利用料が給付の対象となります（給付の額は施設・事業によって異なります。）。

（1）適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続の利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

（2）高知県との連携

特定子ども・子育て支援施設⁴の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑に制度を推進するため必要に応じて高知県との連携を図ります。

■子育てのための施設等利用給付制度について■

【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

- 3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により村が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

【対象施設・事業】

- 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 一時預かり（幼稚園型）
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））
- ※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

⁴ 特定子ども・子育て支援施設：新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園等で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等のうち、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市町村が確認を行った施設・事業を指す。

第5章 関連施策の展開

1. 母子の健康の確保及び妊娠・出産支援の強化

母子の健康の確保や母親の不安を軽減するため、妊娠・出産期における支援の強化を推進します。

なお、健診等（乳児・1歳6か月児・3歳児健診）の母子保健事業は中芸広域連合で実施しており、健診受診時や訪問・来所にて保健師・栄養士等が相談に応じています。学校・保育所・子育て支援事業等の情報提供や利用についての調整を行い、内容によっては、専門機関等と役割分担をしながら、支援を行っています。

主な事業

事業名	事業の概要
母子手帳の交付（相談）	妊娠の届出があったすべての妊婦に対し、母子手帳を交付します。
乳児健診	生後4か月～1歳児までのお子さん（4、7、10、12か月児）を対象に、医師による健診のほか、発達相談、歯科指導、栄養士による離乳食のすすめ方等の指導、プレイアドバイザーによる遊びの教室を実施します。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～2歳未満のお子さんを対象に医師による運動機能や発達の状態等を確認する健診を行います。また、栄養士や歯科指導のほか専門スタッフによる相談支援を実施します。
3歳児健康診査	3歳～4歳未満児のお子さんを対象に、医師による運動機能、視聴覚検査、精神発達の状況等を確認する健診を行います。また、栄養指導や専門スタッフによる相談支援も実施します。
母子相談事業	母子の心身の不安を解消するため、電話・来所・訪問等で随時健康相談を実施します。
産後ケア事業	母親の心身のケアと育児の支援を目的に、助産師等専門スタッフが、育児相談や授乳指導等を行います。 訪問型、通所型、宿泊型のうち、通所型は中芸地区に委託機関がないため、中芸地区の現状に合わせて実施できるように検討しています。 産後ケア事業が適切に利用できるよう、専門職や委託先の確保に努めます。
妊婦等包括相談支援事業	新生児訪問や乳児訪問、妊婦との面接等の際に、育児や子どもの成長・発達、母の体調のこと等、随時相談に応じています。 気がかりや心配ごとを気軽に相談できる伴走型の育児支援に努めます。

事業名	事業の概要
予防接種事業	ウイルスや細菌などの病原体に対して免疫を付け、感染症から命を守るため、計画的に予防接種を行っています。 生後2か月のときに90か月までに接種が必要な予診票を交付しており、訪問や乳幼児健診ごとに個別に接種勧奨を行います。 ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（四種混合）、 ジフテリア・破傷風（二種混合）、 麻しん・風しん混合（MR）、 日本脳炎、BCG、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、 小児肺炎球菌、みずぼうそう、B型肝炎
食教室（赤ちゃん食堂） 幼児食教室 （ちびっ子レストラン）	乳児から未入園の子どもを対象に、発育に合わせた離乳食や幼児食の勉強会や試食を行い、栄養や食習慣を学ぶ機会としています。
乳幼児医療助成事業	就学前児童の医療費負担保険診療の自己負担分を助成します。
休日当番・救急医療確保	救急医療に対する需要に合わせ、休日夜間の初期救急医療体制の充実強化を図ります。

2. 働きながら子育てしやすい環境の充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた、働き方の見直しを図るために、高知県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

主な事業

事業名	事業の概要
男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の考え方を周知するために、意識啓発に努めます。
子育て支援企業の普及啓発	仕事と子育ての両立を推進する企業・事業所の普及、支援を図ります。また、子育てを支援する就労環境づくりを促進するために、育児休業制度の周知・普及、ノー残業デーの普及を図ります。
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育所を利用できるように取り組んでいきます。
放課後子ども教室	児童を対象に放課後や夏休み等の長期休暇に利用できます。児童の居場所として、また、体験・経験の場として充実させていきます。

3. 地域で支える子育て支援の充実

子育ては家庭だけでなく、地域が一体となって支えることが重要であることから、相談体制や交流機会など、地域で支える子育て支援を充実します。

主な事業

事業名	事業の概要
子ども会活動	青少年の健全育成を図るため、スポーツや体験活動を実施する子ども会活動を支援します。 現在は、登録している小学生を対象に、卓球・バレーボール活動を中心に活動中です。
親子ふれあい広場	保護者同士の交流・情報交換等の場を開放します。 また、地域の方々や障がい者グループとの交流の場としても活用します。
家庭教育支援基盤形成事業 (親育ち支援)	保護者等への学習機会の提供や相談対応など家庭教育支援を行います。 現在は、年間1～2回の保護者向け講演会や親子の体験活動を開催中です。
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実、支援活動等を行います。また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動を行います。
学校等を核とした地域づくり (地域学校協働本部事業)	子どもの成長を軸として、地域が学校や子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけでなく、地域と保育所・学校が連携・協働し、地域を担う人材育成や住民同士のつながりを深めることなどを行っていきます。
ゆずの花	子育て世代や地域の方々、年齢を問わず交流できます。 9～17時まで土日も利用可能です(休館日：火曜日、祝日、年末年始)。
遊分舎	子育て支援の教室や親子の交流の場の提供・交流促進・子育てに関する相談を受けています。
こども家庭センターの設置	「こども家庭センター」は、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うものです。 令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、中芸広域連合による広域実施に向け、検討を進めています。

4. 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、高知県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

主な事業

事業名	事業の概要
ひとり親家庭医療費助成事業	母子・父子家庭などのひとり親家庭等に保険診療及び入院時食療養費の自己負担額を助成します。
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者（生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度困窮していると認められる者）に対し、学用品や学校給食費等を支給します。
就学前児童援助費支給事業	経済的に困窮していると認められる就学前児童の保護者（生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度困窮していると認められる者）に対し、入所用品費等を支給します。みどり保育所に通う方で、北川村に住所を有し、現住している方が対象です。
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等に通う障がい児の長期休暇内における日中活動の場を提供することにより、障がい児の健全育成を図るとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、障がい児（者）等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。
児童発達支援センター	年齢に応じた発達がみられない場合に、専門職による感覚統合を用いた支援を行います。
放課後等児童デイサービス	就学している障がい児等につき、放課後等に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
公認心理師の配置	子ども一人ひとりの個性や特性の把握や保護者の相談等を受けられる機会を提供することにより、子どもの健やかな成長と保護者の負担・不安感の軽減を図っていきます。

5. 子育て世代の負担の軽減

子育て世代が安心して子育てできるよう、家庭の負担軽減のため、各種支援を行います。

主な事業

事業名	事業の概要
未熟児養育医療助成事業	指定療育機関が請求することができる診療報酬のうち、本人及びその扶養義務者が負担することができないと認められる額を助成します。ただし、本人が医療保険の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先され、養育医療の給付は自己負担分が対象となります。
保育料無償	みどり保育所に通う方で、北川村に住所を有し、現住している方は申し出により全額無償です。
子どもの医療費無料化	18歳までの医療費負担保険診療の自己負担分を助成します。
高等学校等生徒通学費助成	北川村に住所を有している保護者に対し、高等学校等に通学するための公共交通機関の定期代、寮・下宿に係る居住費用、通信制高校等へのスクーリング費用を3年間助成します。
予防接種費用助成（法定外）	予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ）に掛かる費用を助成します。 インフルエンザ：上限 1回 3,500 円、2回 6,000 円 おたふくかぜ：上限 6,000 円
奨学資金貸付事業	高校生は月額2万円、大学生は月額5万円を無利子で貸与します。
修学旅行費用一部補助	北川村の小中学校の修学旅行の旅費を一部助成します（小学校：上限2万円として半額補助、中学校：上限4万円として半額補助）。

6. 教育環境の充実

児童生徒が学校生活を円滑に行えるよう、関係機関と連携を図り、教育環境の充実に努めます。

主な事業

事業名	事業の概要
スクールガードリーダー事業	子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、通学路や学校において子どもの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる登下校児の見守りを実施します（年間 100 日）。
スクールソーシャルワーカー事業	小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、必要な支援を行います（おおむね週 1 回）。
スクールカウンセラー事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童、保護者及び教員に対するカウンセリング及び助言・援助を行います（おおむね週 1 回）。
公認心理師の配置	子ども一人ひとりの個性や特性の把握や保護者の相談等を受ける機会を提供することにより、子どもの健やかな成長と保護者の負担・不安感の軽減を図っていきます。
公営探究塾「知らんけど」	小中学生を対象に「探究する力」を養う公営塾を実施しています。
英検・漢検受験料助成	英検・漢検取得のため、受験料を全額負担します。
中学生海外派遣事業	海外でのホームステイプログラムです。希望者全員分の旅費を村が負担します。パスポート取得費用等は個人負担となります。
放課後英会話教室	国際交流員による英会話教室を無料で実施しています。
ICT 教育環境の整備	子どもに興味関心を抱かせ、わかりやすい授業を実施するため、タブレット端末や電子教科書等の ICT 環境を整備します。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯等の様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 関係機関等との連携・協働

子育て支援の取組には、村が単独で実施するもののみならず、制度や法律に基づく事業が含まれており、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

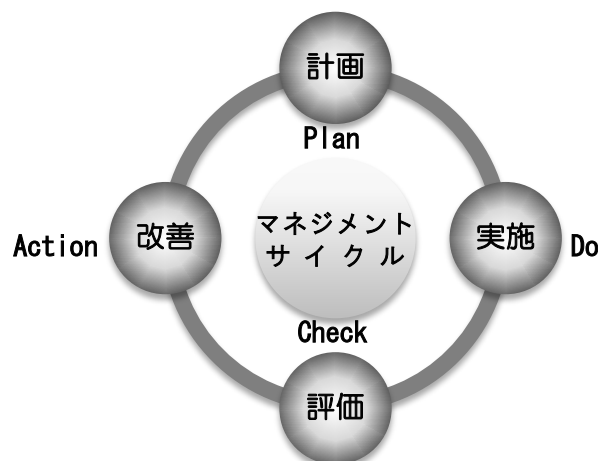
また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う関係機関相互の密接な連携が必要です。

このため、村がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策・事業の実施状況や進捗状況の点検・評価を行い、実際の利用状況や整備状況等と乖離がある場合には都度、修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画中間年を目安として本計画の見直しを行います。

なお、本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、村が活用している様々な媒体を活用して、広く周知を図ります。



第3期北川村子ども・子育て支援事業計画

北川村役場 〒781-6441 高知県安芸郡北川村大字野友甲 1530

住民課 電話：0887-32-1214／FAX：0887-32-1234

教育委員会 電話：0887-32-1223／FAX：0887-32-1132

